

第七十七回
參議院内閣委員會會議錄第三號

昭和五十一年五月十一日(火曜日)

午後一時七分開会

委員の異動

四月一日
岡田 広君
野田 哲君
山崎 五郎君
和田 静夫君

四月六日
三
山崎
五郎君
岡田
廣君

五月十一日
和田 静天君
野田 哲君

中村 利次君 三治 重信君

委員長理事 中山太郎君

出席者は左のとおり。

委員

岡田 源田 寺本 木暮
広作君 実君
八木 一郎君
山本茂 一郎君
吉田 美君
上田 哲君
片岡 勝治君
矢田部 理君

本日の会議に付した案件	説明員	常任委員会専門	首藤 俊彦君
	給問題審議室長	総理府恩給局	
厚生省援護局業	手塚 康夫君		
務第二課長	横溝幸四郎君		

官。 塚田防衛庁長官から説明を聴取いたします。 塚田防衛庁長官。 昭和五十一年度防衛庁関係予算について、防衛庁長官から説明を聴取いたします。 塚田防衛庁長官。 ○国務大臣（坂田道太君） 昭和五十一年度防衛庁予算について、その概要を御説明いたします。 まず防衛本庁について申し上げます。

第三に、防衛力を広く国民的基盤に立脚したものにするため、災害派遣、その他市民協力活動を積極的に実施し得るよう、救難航空機の調達、施設器材の整備等を行うこととしております。

第四に、陸上部隊装備、艦船、航空機等主要装備について、所要の充実整備を行うこととしております。

なお、第四次防衛力整備五カ年計画において整備

○理事補欠選任の件
○国^ノ防衛に関する調査
(昭和五十一年度防衛局関係予算に関する件)
○国家行政組織及び國家公務員制度等に関する調査
太田淳夫君
峯山昭範君
岩間正男君

算額に比べますと一千七百三十二億九千九百万円の増加となつております。

相行為は、武器購入、航空機購入、艦船建造、装備品等整備等で三千二百七十四億八千六百万円となっております。

また昭和五十一年度の自衛官の定数は二十六万七千五百三十四人で、前年度の予算定数に比べますと六百三十五人の増員となつております。

昭和五十一年度予算においては、最近における
経済財政事情を踏まえつつ、第四次防衛力整備五
カ年計画の最終年度として防衛力の整備を進めて
ます。

ことといたしておりますが、特に重点を置いた項目は次のとおりであります。

維持修理費等の教育訓練関係の経費について優秀的な配慮を払い、隊員の練度の維持向上を期しております。

策を強化することとし、このため曹士俸給算定期式の改善の平年度化を初めとして、人事諸施策改善を図るとともに、賞告内における生活環境等の皆延びて推進することとしております。

善等の諸施策を推進する。これにて第三に、防衛力を広く国民的基盤に立脚したのにするため、災害派遣、その他民生協力活動積極的に実施し得るよう、救難航空機の調達、

月 設備等を行うこととしております。
第四に、陸上部隊装備、艦船、航空機等主要備については、所要の充実整備を行うこととし

なお、第四次防衛力整備五カ年計画において
おられます。

備することとしていた装備について、その一部を取りやめ、当該計画の主要項目を変更いたしております。

以下機関別に内容の主な点について申し上げます。

陸上自衛隊の歳出予算額は、六千五百十六億五千三百万円、國庫債務負担行為は、五百二十一億三千五百万円となつております。

陸上部隊装備については、七四式戦車四十八両、七三式装甲車七両、六四式小銃六千五百丁等の購入を予定しております。

次に、航空機については、連絡偵察機一機、多用途ヘリコプター十機、輸送ヘリコプターニ機、観測ヘリコプター十機、合わせて二十三機の購入を予定しております。

海上自衛隊の歳出予算額は、三千百四十四億五千四百万円、総経費は、四百二十七億八千五百万円であります。

昭和五十一年度の自衛官の定数については、艦船、航空機の就役等に伴い二百九十四人を増員し四万三千九十九人となります。

また、艦艇については、護衛艦五千二百トン型一隻補給艦五千トン型一隻、海洋観測艦二千トン型一隻、掃海艇四百四十トン型一隻、合わせて四隻、一万二千六百四十トンの建造を予定しております。

次に、航空機については、対潜哨戒機六機、対潜飛行艇二機、初級操縦練習機八機、対潜ヘリコプター六機、救難ヘリコプター一機、合わせて二十三機の購入を予定しております。

航空機については、要撃戦闘機十機、支授戦闘機八機、高等練習機十七機、初等練習機六

機、救難捜索機二機、飛行点検機一機、救難ヘリコプター二機、合わせて四十六機の購入を予定しております。

陸上自衛隊の歳出予算額は、六千五百四十四億二千三百万円となつております。

陸上部隊装備については、七四式戦車四十八両、七三式装甲車七両、六四式小銃六千五百丁等の購入を予定しております。

次に、航空機については、連絡偵察機一機、多用途ヘリコプター十機、輸送ヘリコプターニ機、観測ヘリコプター十機、合わせて二十三機の購入を予定しております。

海上自衛隊の歳出予算額は、三千百四十四億五千四百万円、総経費は、四百二十七億八千五百万円であります。

昭和五十一年度の自衛官の定数については、艦船、航空機の就役等に伴い二百九十四人を増員し四万三千九十九人となります。

また、艦艇については、護衛艦五千二百トン型一隻補給艦五千トン型一隻、海洋観測艦二千トン型一隻、掃海艇四百四十トン型一隻、合わせて四隻、一万二千六百四十トンの建造を予定しております。

次に、航空機については、対潜哨戒機六機、対潜飛行艇二機、初級操縦練習機八機、対潜ヘリコプター六機、救難ヘリコプター一機、合わせて二十三機の購入を予定しております。

次に、航空機については、対潜哨戒機六機、対潜飛行艇二機、初級操縦練習機八機、対潜ヘリコプター六機、救難ヘリコプター一機、合わせて二十三機の購入を予定しております。

次に、航空機については、対潜哨戒機六機、対潜飛行艇二機、初級操縦練習機八機、対潜ヘリコプター六機、救難ヘリコプター一機、合わせて二十三機の購入を予定しております。

次に、航空機については、対潜哨戒機六機、対潜飛行艇二機、初級操縦練習機八機、対潜ヘリコプター六機、救難ヘリコプター一機、合わせて二十三機の購入を予定しております。

次に、航空機については、対潜哨戒機六機、対潜飛行艇二機、初級操縦練習機八機、対潜ヘリコプター六機、救難ヘリコプター一機、合わせて二十三機の購入を予定しております。

次に、航空機については、対潜哨戒機六機、対潜飛行艇二機、初級操縦練習機八機、対潜ヘリコプター六機、救難ヘリコプター一機、合わせて二十三機の購入を予定しております。

施設運営等関連諸費については、一千五十五億九千三百万円となつております。

このうち、基地周辺対策事業については、基地の研究開発費、その他各機関の維持運営に必要な経費であります。

すなわち、防衛医科大学校の経費、各種装備品の研究開発費、その他各機関の維持運営に必要な経費であります。

以上のうち、自衛官の定数増、補給艦五千トン型一隻、海洋観測艦二千トン型一隻、掃海艇四百四十トン型一隻の建造については、昭和四十七年十月九日に閣議決定された「文民統制強化のための措置について」に基づき、国防会議に諮り決定されたものであります。

続いて防衛施設庁について申し上げます。

昭和五十一年度の防衛施設庁の歳出予算額は、一千四百十五億一千五百円で、前年度の当初予算額に比べますと百十七億二千五百円の増加となつております。

また、国庫債務負担行為は、提供施設移設整備で六十六億六千五百万円となつております。

次に防衛施設庁の予算の内容について申し上げます。

昭和五十一年度予算の重点施策として、最近の基準をめぐる諸般の情勢にかんがみ、周辺住民の生活の安定及び福祉の向上並びに基地の安定的使用に資するため、防衛施設周辺地域の生活環境の整備等を一層拡充することとしたほか、駐留軍從業員の離職者対策及び福祉対策の充実並びに駐留軍施設の整理統合の計画的処理を図ることとし、所要の予算を計上いたしております。

以下各項別に内容を申し上げます。

調達労務管理事務費については、駐留軍從業員の雇用関係の特殊性にかんがみ、特別給付金の支給の引き上げ及び駐留軍要員健康保健組合に対する補助金の増額を含め、五十二億六千五百万円で、これを前年度歳出予算額七千三百四億四千五百五十一億九千六百十一万七千円でありまして、これも前年度歳出予算額七千三百四億四千五百五十一億九千六百十一万七千円であります。

昭和五十一年度総理府本府の歳出予算額は、九千三百五十一億九千六百十一万七千円であります。

以下、その主なるものについて申し上げます。と、広報及び世論調査に必要な経費九十三億一千四百五十六万四千円、褒賞品製造に必要な経費六十五億七千万円及び緑地対策費七億一千万円を含め、六百四十二億六千二百万円を計上しております。

提供施設移設整備費については、駐留軍施設の整理統合の計画的処理を図るために、歳出予算に百五十五億八千二百万円を計上しているほか、国庫債務負担行為に六十六億六千五百万円を計上しております。

その他相互防衛援助協定交付金七千九百万円、一般行政事務に必要な防衛施設庁費百四十九億九千六百万円を計上しております。

以上申し述べました防衛本庁、防衛施設庁予算に国際会議予算を加えた昭和五十一年度防衛関係費は一兆五千百二十三億五千百万千瓦となり、前年度に対し一千八百五十億二千九百万円、一三・九%の増加となります。

以上をもちまして、防衛本庁及び防衛施設庁の予算の概要説明を終わります。

○委員長(中山太郎君) 本件に関する本日の調査はこの程度といいたします。

○委員長(中山太郎君) 次に、国家行政組織及び國家公務員制度等に関する調査を議題といたします。

まず、昭和五十一年度総理府本府予算について、総理府総務長官から説明を聽取いたします。

植木総理府総務長官。まず、昭和五十一年度総理府本府の歳出予算について、その概要を御説明いたします。

○国務大臣(植木光教君) 昭和五十一年度総理府本府の歳出予算について、その概要を御説明いたします。

昭和五十一年度総理府本府の歳出予算額は、九千三百五十一億九千六百十一万七千円であります。

研究調査、少年補導のためのセンター運営費補

助、青少年健全育成推進事業、青年の国際交流、青少年指導者の養成等事業、国民健康体力増強等のための経費でありまして、前年度に比較して二億五千二百七十二万八千円の増額となつております。

北方対策本部に必要な経費は、同本部の一般事務処理費及び北方領土問題対策協会に対する補助に必要な経費でありまして、前年度に比較して六千三百七十七万八千円の増額となつております。

日本学術会議に必要な経費は、科学に関する重要事項の審議、内外の研究連絡調査と国際共同事業の協力に関する業務の推進等のための経費でありまして、前年度に比較して六千八十二万三千円の増額となつております。以上をもちまして、昭和五十一年度総理府本府の歳出予算の説明を終わります。

○委員長(中山太郎君) 次に、昭和五十一年度における行政機構及び定員の改正並びに行政運営の改善に関する行政管理庁の基本方針について、行政管理政務次官から御説明を聴取いたします。近藤行政管理政務次官。

○政府委員(近藤鉄雄君) 本日は松澤行政管理庁長官が都合により出席できませんので、かわって

政務次官の私から御説明を申し上げます。

第七回国会における内閣委員会の御審議に先立ち、行政組織及び行政運営の改善に関する諸問題につきまして、御説明を申し上げます。

現在、わが国は、不況を克服しつつ経済の安定成長と国民の福祉の充実を図らねばならないといふべきをめで困難な課題に直面しております。

このような情勢下におきましては、行政においても、従来の制度や慣行について抜本的な見直しを行い、安定成長時代にふさわしい簡素にして合理的な行政の確立を図るとともに国民の新たな要請にこたえていくことが緊要であります。

このような観点から、行政機構の業務について申し述べますと、第一に、行政機構の簡素合理化と厳正な定員管理を推進するとともに、行政事務

務の合理化を図る必要があります。

まず、昭和五十一年度の行政機構及び定員の審査に当たりましては、このようの方針のもとに機構の新設及び定員の増加は厳にこれを抑制することといたしました。

また、定員につきましては、既定の計画により定員削減を行うとともに、新しい行政需要についても極力振りかえによって対応し新規増員を厳に抑制する方針のもとに審査いたしました結果、一千五百十六人の縮減を見た次第であります。

これで行政機構等の改正につきましては、今国会で関係法律案の御審議を仰ぐことといたしてお

ります。次に、行政事務の整理合理化を図るために、答申される事項については、その実現を推進してまいりました。

今後、同委員会の審議に積極的に協力するとともに、答申される事項については、その実現を推進してまいります。

第二に、監察業務につきましては、昭和五十年度においては、厳しい財政事情のもとにおける行

政の簡素合理化と国費の効率的使用を図る見地から、特殊法人に関する調査等を実施するとともに、生活保護、労働者災害補償保険事業等国民生

活に密接に関連する重要施策に係る監察を実施いたしました。

特殊法人につきましては、調査結果に基づき、昭和五十年十二月三十一日、十八に及ぶ特殊法人の整理合理化についての閣議了解が行われ、その

推進が図られることになつております。

昭和五十一年度においては、行政改革を進める

ため、行政監理委員会に諮問している事項に係る

特別調査等を実施するとともに、生活環境の整備、消費者の保護等国民生活に関連する重要な施策に係る監察を実施することにしております。

また、各地域で発生しております行政上の問題及び一般住民の行政相談事案につきましては、当

局や特殊法人の新設は一切これを認めないといたしました。

また、所管行政について御説明いたしましたが、今後におきましても行政組織及び行政運営の改善につきましては行政監理委員会の意見等を尊重し、また民意の反映にも十分留意して、これを強力に推進し、国民の信頼にこだわる行政の実現を目指して最善の努力を傾けてまいる所存であります。

以上、所管行政について御説明いたしました

が、今後におきましても行政組織及び行政運営の改善につきましては行政監理委員会の意見等を尊重し、また民意の反映にも十分留意して、これを強力に推進し、国民の信頼にこだわる行政の実現を目指して最善の努力を傾けてまいる所存であります。

委員各位におかれましては、一層の御理解と御支援をいただきますようお願いする次第であります。

委員各位におかれましては、一層の御理解と御支援をいただきますようお願いする次第であります。

○委員長(中山太郎君) 本件に関する本日の調査

はこの程度といたします。

○委員長(中山太郎君) 次に、恩給法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたしました。

○國務大臣(植木光教君) ただいま議題となりました恩給法等の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案による措置の第一点は、恩給年額の増額であります。

これは、昭和五十一年度における公務員給与の改善傾向の分析結果に基づき、從來の平均改善率によ

る一律増額方式にかえて、上位号俸の約七%から下位号俸の一・五%に至る上薄下厚的な増額

を行つておこなうとするものであります。なお、傷病恩

給の基本額及び公務員扶助料の最低保障額につ

いては、一一・五%引き上げることとしておりま

す。

その二点は、普通恩給等の最低保障の改善であります。

これは、長期在職の老齢者の普通恩給の最低保障額を四十二万円から五十五万円に引き上げる

等、普通恩給及び普通扶助料の最低保障額を大幅に引き上げようとするものであります。

その三点は、扶助料の改善であります。

これは、妻に給する普通扶助料については、そ

者の年齢または有する子の数に応じ、また、公務員扶助料については、扶養遺族の数に応じ、改

善につきましては行政監理委員会の意見等を尊重し、また民意の反映にも十分留意して、これを強力に推進し、国民の信頼にこだわる行政の実現を目指して最善の努力を傾けてまいる所存であります。

以上の所管行政について御説明いたしました

が、今後におきましても行政組織及び行政運営の改善につきましては行政監理委員会の意見等を尊重し、また民意の反映にも十分留意して、これを強力に推進し、国民の信頼にこだわる行政の実現を目指して最善の努力を傾けてまいる所存であります。

次に、行政事務の整理合理化を図るため、去る二月十八日、行政監理委員会に対して、行政事務の整理合理化方策について諮問し、国と地方とを通じる行政事務の整理合理化及び行政事務における民間能力の活用等の方策の検討審議をお願いいたしました。

今後、同委員会の審議に積極的に協力するとともに、答申される事項については、その実現を推進してまいります。

委員各位におかれましては、一層の御理解と御支援をいただきますようお願いする次第であります。

○委員長(中山太郎君) 次に、恩給法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたしました。

○國務大臣(植木光教君) ただいま議題となりました恩給法等の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案による措置の第一点は、恩給年額の増額であります。

これは、傷病恩給及び公務員扶助料に係る扶

助料の年額を計算する場合には、普通恩給または扶助料の年額を超える実在職年の年数が五年に達するまでの一年につき、さらに基準俸給の三百分の一に相当する額を普通恩給の年額に加えることによつて、その待遇の改善を図ろうとするものであります。

その第六点は、六十歳以上の旧軍人等の加算減算率の緩和であります。

これは、六十歳以上六十五歳未満の者に給する

加算による普通恩給または扶助料の年額を計算する場合には、減算率を百五十分の二・五から

百五十分の二に緩和しようとするとするものであります。

その第七点は、普通恩給と併給される傷病年金

の減額の緩和であります。

これは、普通恩給と併給される傷病年金及び第
二款症以下の特例傷病恩給の減額率一五%を一〇
%に緩和するとともに、普通恩給と併給される第
七項症の増加恩給及び第一款症の特例傷病恩給の
年額について、所要の調整を図ろうとするもので
あります。

その第八点は、扶助料を支給されていない傷病
年金等の受給者の遺族に対する年金の支給であり
ます。

これは傷病年金または特別現金から第一号までの特例傷病恩給を受ける者が、当該恩給の給与事由である傷病以外の傷病により昭和二十九年四月一日以降に死亡した場合において、その者の遺族に扶助料等が支給されないときは、これに対する扶助料等が支給しようとするものであります。

以上のはが、昭和十六年十二月八日前の傷病者に対する傷病年金の支給条件の緩和、女子公務員の夫に対する扶助料の支給条件の緩和、旧満州農産物検査所の職員期間の通算等所要の改善を行ふこととしております。

○委員長(中山太郎君) 以上で趣旨説明の聽取終わりました。
○野田哲君 恩給の改正の審議に当たりまして、まず私は恩給の改正の前提となる公務員給与の問題扱いについて、政府の関係者に見解を承りたいと思ひます。

去る五月八日の日本経済新聞の報道でありますけれども、この報道によりますと、ことしの公務員給与の改善については、人事院の勧告は三%な

いし四%台、こういう報道がなされております。本文を読みますと、「政府筋が七日明らかにしたところによると」という形でこの記事が報道がなされておるわけであります。政府筋が七日明らかにしたところによるとことしの人事院のベア勧告の見通しは三%ないし四%台だと、こういうふうに報道されているわけですが、総裁はまだ見えていないのでから給与局長に承りますけれども、人事院では、もうこの程度の三%ないし四%台という数字をでつち上げているんですか、この

○野田哲君　この全官公の組織で出しておる、具体的には、これは建設省職員組合北陸地方本部あるいは建設省職員組合中部地方本部、こういうところから出されている組合員あての情報の資料、これを見ますと、このときに、定期昇給を除いて八千円以上を示唆した、こういうふうになつておるわけですけれども、そういう具体的な数字をもつてあなたはこゝは全官公の代表と心得をされました

○政府委員(茨木廣君) 八日の日経の新聞の記事の問題でござりますが、私どもも実はこれを見ましてびっくりいたしまして、一体どこがこんなことを出したんだということをあちこち問い合わせたわけでござりますけれども、どうもはつきりしない。もちろん私どもいたしましては、いませつからく民謡を開始したばかりでございまして、こ

月繰り上げて、昭和五十一年七月から実施することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長（中山太郎君） 以上で趣旨説明の聽取は終わりました。

○野田哲君 質疑のある方は順次御発言を願います。

まず私は恩給の改正の前提となる公務員給与の取り扱いについて、政府の関係者に見解を承りました。と思います。

去る五月八日の日本経済新聞の報道でありますけれども、この報道によりますと、ことしの公務員給与の改善については、人事院の勧告は三%な

○野田哲君　この全官公の組織で出しておる、具体的には、これは建設省職員組合北陸地方本部あるいは建設省職員組合中部地方本部、こういうところから出されている組合員あての情報の資料、これを見ますと、このときに、定期昇給を除いて八千円以上を示唆した、こういうふうになつておるわけですけれども、そういう具体的な数字をもつてあなたはこゝは全官公の代表と心得をされました

○政府委員(秋吉公正君) そういう具体的な数字
は一切申しておりません。
○野田哲君 この組合員あての情報によります
と、二十二日の午前零時三十分より総理府の方と
交渉、そうして政府回答平均八千円以上のものを
引き出した、こうなっております。これは一体ど
か。

こから出たんですか。あなた会われたわけですか。
う。数字を示されたんじゃないんですか。
○政府委員(秋富公正君) ただいま申しましたよ
うに、八千という数字どころか、数字は一切申し
ておりません。

○野田哲君 そうすると、何%というような
で、その道の者が計算をすれば八千円になるよ
うな、いわば、二年後には二千円ちょっとにな
る

な率、これを示したというよどぎどことはない／＼すか。

会いしたと全く同じことでございまして、そん
なつたパーセンテージとか金額というようなものは
ございません。

○野田哲君 そうすると、これらの組織で出さされているこの情報というものは、総理府は全く、金壁(きんぺき)の外(ほか)にない。それで、この問題(もんだい)は、必ずしも、(左)内閣(うちかく)の問題(もんだい)ではない。(右)内閣(うちかく)の問題(もんだい)ではない。

し
も、その金額が推定をされた引き上り等
についても何ら閲知をしていない、こういうふうに
その場面のやりとりとしては理解をしていいわけ
でない。

○政府委員(秋宮公正君) 組合の皆様が、民間
るいは三公五現と同程度の額を期待されるとい
てすが

○野田哲君 そういたしますと、率とか金額、
一切関知をしていない、こういうことなんですね。

そこで、人事院の総裁がお見えになつたわけで
すけれども、一応、總理府としても、あるいは先
ほど人事院の給与局長も、三%とか四%とか、あ
るいは番閥いろいろ数字が出ておるが全く閑知を
していない、こういうふうにこの場では答えられ
るわけなんですかけれども、各紙、新聞がいろいろ
報道し、あるいはそのような情報が流れる。どう

私は、四月の二十二日でことしの春闘は山を越したと言わわれております。そこで一つの目安になつたと公労協、それから私鉄あるいは鉄鋼関係あるいは金属関係が決まっていったその段階で、否定はされておるけれども、実際は人事院と、大蔵省なり総理府の方と具体的なこととの公務員の給与の上げ幅について協議がなされたのではないか、こういうふうに思えてならないんです。が、人事院総裁は、そのようなことは一切ないというふうに、この段階で、なければならないということで明確にしてもらいたいと思うんです。その点はどうですか。

○政府委員(藤林貞夫君) そのような事実は全くございません。また、あるべきことでもないと想つています。

○野田哲君 大蔵省はきょうは見えていないですね。では改めてこの点を大蔵省に次の機会伺いたいと思うんですけども、どうも最近のそういう報道等を通じて感じられることは、大蔵省の方々でごとしの公務員の給与の問題について牽制球を投げているんではないだろうか、総理府なりあるいは人事院に対して牽制球を投げているんじゃなかいか、こういうふうな感じがしてならないわけなんですね。まだ、これは大蔵省にしても総理府にしても、率の問題に触れる段階になつていません。が、ことは総理府の方はいま言われたわけです。こ

トポーションについていなないのでから、セントポーションにつかないで牽制球を投げれば明らかにボーカですよ、これは。こういうような牽制球に対しても、ボーカに対して、まさか人事院の総裁になり給与局長、影響をされるということはあり得ないことだと思うのですが、その点はいかがですか。

○政府委員(藤井貞夫君) 従来もそうでございましてようやく、そういうような、いわば牽制球といいますか、そういう言葉が適当であるかどうかは存じませんが、そういうことには一切影響を受けません。

○野田哲君 そういたしますと、人事院としては、従来やつてきた一つの長い間の公務員給与をといいますか、やり方、方式、これをことしの場合にも従来どおりの形でやっていく、こういうことで理解していいわけですか。

○政府委員(藤井貞夫君) 従来の積み重ねによるルールといふものがござります。このルールをことしの場合も従前どおり踏襲してまいりたい、かように考えます。

○野田哲君 わかりました。

それでは、人事院に對して次の問題、やはり給与問題で伺いたいと思いますが、去る三月に教職員の給与についての勧告が行わわれております。これを見ますと、いま教育職員の関係で大きな問題になつておる主任制度、四十県ぐらいで発令をされたというような報道もされておるわけですが、この主任に対する手当は去る三月の勧告には含まれていないので、そこでこの主任については、命令はされておっても給与はつかない、手当はつかないといふふうに理解をしていいわけですか。

○政府委員(茨木廣君) これは、勧告と同時に山してあります勧告の説明の中で、主任等について特殊勤務手当の形でもつて措置をすることを考えられておるということを述べております部分がござります。

講するという考え方をいたしておるわけでござります。そのように予算の範囲内でそういう措置を方法等はどういう内容になつておるのですか。

○政府委員(茨木廣君) いまの特殊勤務手当の規則がございますので、この中に一つの種類をつくりまして、一種の連絡指導手当というようなものを一項目設けましてつけていく。それにつきましては、大体、一日二百円見当というふうに考えております。で、対象範囲というものにつきましては、もう少し先にいきました段階で、規則あるいはそれに基づきます事務総長達で範囲を明らかにしていくというふうな考え方でございます。

○野田哲君 一日二百円見当というふうに説明があつたわけですが、これは、私はその説明の仕方が少しこじけなんじゃないかと思う。主任といふのは、年間あるいは一学期なら一学期を通してこれは発令されるものでしよう。一学期なら一学期、少なくとも一年間なら一年間、こういう形で発令されるものでしよう。それを日額で説明されるのはどういうわけですか。当然私は考えられるのは、月額幾らというふうにあなた方の方では考えておられると思うのですが、この点はどうですか。

○政府委員(茨木廣君) これは特殊勤務手当でございますので、勤務に対する手当というかつこうに相なります。そこで、現在ありますものでは日額ないしは時間というような単位で決められておるもののが全部でございます。まだ月額という形の特殊勤務手当というようなものは取り扱っておりません。そこで、やはり学校に出てきて勤務しました日を対象に日額二百円ということで、二十五日間、普通の月でございますれば大体五千円程度になると思いますが、そういうことで、おおむね五千円程度予定しているというふうに説明文の中には書いてございますが、ですから、たとえば夏の場合は等で勤務しない日が現実に出てきたといふ

○野田哲君 これは茨木給与局長ね、あなた少しこじつけじゃないんですか。給与法の中の特殊勤務手当ということを言われたわけですが、確かにこの給与法十三条の特殊勤務手当、人事院規則でいま該当の職種が四十六種類定められておりますけれども、この特殊勤務手当というのは、あなたの方が専門家なんですねけれども、これは常識的に言われておるのは、法律にも書いてありますけれども、その職務について危険を伴うとか、あるいは非常な不快感を覚えるとか、あるいは不健康な状態で職務に携わる。そういう危険な状態や不快な状態あるいは不健康な状態というものが、臨時的にあるいは断続的に発生するという職務について手当を支給するというのが給与法十三条の特殊勤務手当、こういうことでしょう。したがって、そういう職務についたときにその都度支給をするということになりますと、あれですか、主任といふ発令手帳単位あるいは一日単位、こういうふうに定めてあるわけでしょう。あなたの説明によると、主任手当というのは日額で三百円見当といふことになりますと、あれですか、主任といふ発令を受けても、それが主任である日と主任でない日とある、こういうことなんですか、少しこれは説明がこじつけなんじゃないですか。

また本年に入りまして国立学校の規則の改正をいたしまして主任というものの規定を整備して、その職務内容を明確に打ち出すということにされたわけでございます。そういうことを踏まえまして、私たちといたしましても慎重にいろいろ検討をいたしました結果、これについて今度の第三三次勧告の内容の一つとして措置を講ずることが適當であろうという結論を出したわけでございまます。

そこで、この効率をやりまするための方策としては、局長からも累次申し上げております。一つは、いま野田委員も言われましたように、あるいは管理職手当というようなことのやり方というのもあります。あり得るのであります。しかしこの点は、そもそも主任というものの職務あるいはその地位といふものが管理職じゃないんだと、そうじゃなくして、要するに連絡調整、指導助言なんだということに位置づけられたという事実がございます。したがつてこれは特別調整額で措置をするわけにはまいらない。そういたしますと、その次に俸給に匹敵をいたしまする俸給の調整額でやっていくというのも一つの技術的な方法としては考えられます。しかし、この俸給の調整額というのは、こわれ本俸 자체と同じような措置、取り扱いをせらるるものでございますが、しかしこの主任というものは、本来教員として教壇に立つて生徒児童を教導していくという本来的な職務を持ちながら、要するにそれに並行して校務分掌の形として付加された職務の特殊性ということでございます。また、立派な部省の指導方針といたしましても、この主任といふのはなるべくは固定的になるのじゃなくって、その能力を持つた適任者があるならば広くこれに及ぼしていくということが適當ではないかといふようなことを言っておられます。そういうたまつようないいえども、俸給の調整額で措置することはむろんこれに適当でない。その次には、先生もいまおっしゃいましたように、これについては、これは特別のことを、俸給の調整額で措置することはむろんこれに適当でない。その次には、先生もいまおっしゃいましたように、これについては、これは特別のことをいういう給与体系の一つとして法律でもつてやる

うな疑惑を持っていますが、いすれまた機会を改めてただしてまいりたいと思います。

そこで、藤井絵裁に伺いますけれども、ことしの、先ほど来議論いたしました公務員給与についての人事院の勧告は大体いつごろを予定されておりますか。

○政府委員(藤井貞夫君) 先刻私が参ります前に話が出ておったかもしませんですが、その話が出ておりますれば繰り返しになることは御勘弁を易いこゝに思ひます。

○政府委員(藤井貞夫君) 二十六日です。
○野田哲君 二十六日にやられたわけです。こう
いうこともあるわけですから、例年の例と言われ
てもそういう例もあるわけでありますから、早目
にやろうということで人事院の給与局の方は大変
御苦勞なさると思うのですけれども、やはりでき
るだけ早いにこしたことはない。七月にはなりま
せんか、これよ。

[View all posts by \[Author Name\]](#) [View all posts in \[Category Name\]](#)

うな疑惑を持っていますが、いずれまた機会を改めてこころにいわせて貰ひたいと思ひます。

せたいということで七月にやられましたわ
三田ですか。

Ad
→
—
†

は、私もそうであります、なるべく給与の体系その他のものは、緻密で時勢の変化に適応して、即応していかべきならぬ面もあるけれども、一面あんまり複雑になることもどうかと思うんであります。しかし、私たちいたしましては、単純明快であるという要素もこれは無視ができない点でございます。そういたしますと、この主任については、何といっても一般職の職員の給与の体系の中で位置づけられる地位というものが教育公务员という特殊のものであり、しかもこれは高等学校以下ということで限られていますし、またその対象自体も、全部が全部これの範囲に当たるものでもないというようなこともありますので、ここに新しいそういう体系をつくるとともに、かがかというふうに感じたわけでございます。いたしますれば、後に、処遇を何らかの形でやるべき現行の体系のものでは特殊勤務手当しかない。しかもその特殊勤務手当には、いま御指摘もございましたが、要するに困難グループというグループがございますので、その職務の内容として困難であるということになればここに入れていくことが最も適切であり、またなしむものではないかということからこういう措置を講じたところでございますので、その点ひとつ御了解を賜りたいと思います。

そこで、藤井総裁に伺いますけれども、ことしの、先ほど来議論いたしました公務員給与についての人事院の勧告は大体いつごろを予定されておりますか。

○政府委員(藤井貞夫君) 先刻私が参ります前に話が出ておったかもしませんですが、その話が出ておりまして繰り返しになることは御勘弁を賜りたいと思います。

大体例年どおりの順序で進んでおりまして、調査は今月の六日から始めております。大体いまの目途としては来月の十六日あたりまでかかる詳しい調査をしてまいるつもりでございます。この集計を終わるためにには、事務的また技術的に大変な困難が伴うことは御承知のとおりでござりますけれども、これについてもできるだけ馬力を使ひながら、とにかく勉強して早目にやるようによつて、進めますけれども、例年の状況ということをございまして、調査の対象を簡略化するというわけにもまいりません。従来のやはり正確なことで、悉皆調査と同じような形のものを出したいといふふうなこともありますので、同じ大体のマーケットでやつておりますために、結果的に申せば、いまのところではつきりは申し上げられませんが、大体やはり八月に入つてからになる。去年の例を大体頭にわれわれとしては描きながら、均意にそことくつづけるというのじゃなくして、速かにやれるべき点はやつて馬力をかけていく。しかし、全体として見れば、例年の大体テンポということでお考えをいただいて結構であろうかと申します。

○野田哲君 例年の例ということで、八月にとくにおよその見当をいま言わたんですが、例年で例と言われても、一昨年は佐藤人事院総裁が病を押して七月の二十三日にやられているわけですね。結局あの当時の背景としては、そのころに時国会が、参議院選挙の行われた後でその国会である。そこで、できることならばそれに間に合

○政府委員(藤井貞夫君) 二十六日です。
○野田哲君 二十六日にやられたわけです。こういうこともあるわけですから、例年の例と言われてもそういう例もあるわけでありますから、早目にやろうということで人事院の給与局の方は大変御苦労なさると思うのですけれども、やはりできるだけ早いにこしたことではない。七月にはなりませんか、これは。

○政府委員(茨木廣君) 一昨年の場合には調査期間そのものを六月の八日で打ち切つてございまして。ことは六月の十六日というふうに予定して調査を始めるようにしておるわけでございますが、そこで、それだけでももう八日間違いますから、七月の二十六日に八を加えましても八月にもうすでに入ってしまうのでございまして、なかなか一昨年のペースでやるということは、その調査が一昨年の問題だけではなくて、やはりその問には大変数多い各方面的陳情を受けましたり、あるいは折衝がございましたりというようなことが、職員団体関係との間でも、あるいは任命権者側からのいろいろ要望もございますが、そういう場面も幾通り込んでそういう作業が進んでまいりますものですから、そういう意味のやはり熟成期間と申しますか、そういうものを置きながらこの調査を進めしていくわけでございまして、そういうようなことをいろいろ考えてみると、一昨年とは別に普通の年の期間を短縮していくくということは大変無理がなくてかつ短縮していくくということは大変むずかしい状況じやなかろうかというふうに考えておりますが、できるだけ一生懸命やりたいと思っております。

○野田哲君 総務長官が退屈そうですから総務官にお聞きします。

公務員の給与が、四月から引き上げられるべきものが、実際公務員諸君の手に渡るのはいつも思つております。

早 長 別 この まじめの 姿は ハリと 重なる カラマツ

くて十一月、例年十一月か十二月ということでお常におくれている。この問題の議論、これは何回もこの委員会の場でもやられてきたところであります。そこで昨年、一昨年と、こういう非常にくれるというやり方にについて改善措置を図るべきだということについて附帯決議も二回にわたって行って、総務長官もそのことについては検討を約されているわけですが、具体的に、総務長官といつまの段階で成案があれば考え方を示してもらいたいと思います。

議をいただくことがなくして、ただ政府が勧告を受けて、極端な言葉を使いますならば恣意的にその政令を公布する、こういうようなかつてになるというのやはり問題である。したがいまして、私どもといたしましては、もう現行の制度のものでできるだけ国会において早期に御審議をいただいて、そしてその結論を持つという以外には方法はいまのところ考えられないということになつたわけでございます。そしてまた、現在もそのような状況でござります。今後ともいろいろ検討をしてまいりたいと存じますけれども、私ども

もといたしまして、いま申し上げたような状況でござりますので、なかなか早期支給というもののための制度の改革ということは困難であるというのが現況でございます。

单に総理府内で考えただけではございませんで、学識経験者にもお集まりをいただきましてやつたわけでござりますけれども、方法といたしまして、予備勧告をまずやつてもらい、それから本勧告がある。その予備勧告の段階でその予備勧告報告がある。そこで本勧告があつたならばそれを支給をして、そして本勧告があつたなら、それにさらに対処する、こういう案と、それから、予算編成前に勧告をしてもらう。そついたしますと、予算編成で計上されるわけでござりますから、そのまま支給されるということになるわけでござります。それから、俸給表の改定については国会の御審議をいただきませんで政令に委任をするといふ案がございます。

藤井総裁が言われた例年の例というのは八月だらうと思うんですねけれども、八月のいつも中旬、真ん中ごろですね、大体地獄の方も休みになるといふ八月の十五日ごろに勧告をして、総務長官の方は国会が開かれておるときに勧告があればというようなことでは、この問題はいつまでたってもちらが明きませんよ、これは。およそ常識的に考へて八月ごろに国会があるはずもないわけですよ、通常国会が終わって間もなくということですから

交渉権あるいは協約権等の問題をも含めて前進的な検討をぜひお願いをしておきたいと思うんですね。で、これはさらに公務員の全体の権利問題、そこで恩給の問題について伺いたいと思うんですが、この前の恩給法の審議の際に「戦地勤務に服した日本赤十字社の救護看護婦の処遇については、旧軍人、軍属に比して不利となっているものがあるので、その救濟措置を図るよう検討すること」、こういう附帯決議を全会一致で行つたことは、総務長官も恩給局長も御承知のとおりであろうと思います。この点について救済措置が図れるような具体的な方法について検討をなさっているのかどうか、現段階の考え方を総務長官なり恩給局长の方から聞かしてもらいたいと思います。

○政府委員(菅原弘夫君)　ただいま御指摘のような附帯決議があつたわけでございまして、そのうちにおきましても、私たちはいろんな角度からこの検討を続けておることでございます。日赤の方からもいろいろ事情をお聞きしましたり、資料をいただきましたりしておるわけでございまが、何んにも恩給法上の技術的な問題といふのを超えて、非常に恩給制度の根本にかかるような問題でございますので、いま結論めいたものを持つていてるわけではございませんが、基本的な問題点といだしましては、恩給制度というのが公務員の年金制度としてつくられ、そうして、百年の歴史を持ってまいりましたといういきさつがございますのですから、そういう点から公務員の身分を持たない方に対して恩給制度の枠内でどう処理できるのかということにいろいろ疑問もあり、苦労しているところでございます。恩給局の内部で、さしあたりましては、いろいろな制度相当の課題だけでなく恩給局の衆知を集めるという意味で、特別に内部の委員会などをつくって検討しているところでございます。

○野田哲君　検討しているということで、まだ具體的にこういう成案という段階まではいってないんですか、どうなんですか。

○政府委員(菅野弘夫君) いま基本的なことを申し上げましたような理由で、成案を得るというところにまでは至っておらないのでござります。
○野田哲君 この問題はまた片岡委員の方からも触れられると思いますのでこの程度にして、もう一つ伺つておきたいと思うんですが、今度の改正、七月からの引き上げということになつておりますが、この七月というのは、公務員の給与の改善にスライドをするという原則からすれば、これが妥当な措置とは思えない。当然これは四月から行われるべきだと、このたてまえというのは、これは総務長官としてもそういうふうに考えているというふうに受けとめていいわけですね。
○國務大臣(植木光教君) 私の基本的な考え方方は四月から実施すべきであるという考え方でございま

おきましても、私たちはいろんな角度からこの検討を続けておるところでございます。日赤の方からいろいろ事情をお聞きしたり、資料をいただきましたりしておるわけでござりますが、何分にも恩給法上の技術的な問題というのを超えて、非常に恩給制度の根本にかかるような問題でございますので、いま結論めいたものを持っておるわけではございませんが、基本的な問題点といたしましては、恩給制度というのが公務員の年金制度としてつくられ、そうして、百年の歴史を持つてまいりましたというべきつながりをもつものですから、そういう点から公務員の身分を持たない方に対して恩給制度の枠内でどう処理できるのかということにいろいろ疑問もあり

○野田哲君 わかりました。

てはどういう状態になつておりますか。

○国務大臣(植木光教君) 週休二日制の試行につきましては、人事院の試行基準を受けまして一月の二十九日に関係閣僚懇談会を開きました、関係省庁連絡会議で検討することにいたしまして、そして各省ごとに具体的な試行方法及びその場合の問題点についてつぶさに検討を重ねてきましたのでございます。私が事務当局から報告を受けておりますのによりますと、実務上の検討はかなり煮詰まってきたのであります。なお調整を要すべき事項が残っているということでございます。

す

○野田哲君 人事院総裁、いまお聞きのとおりなんですよ、総務長官の説明。半年近くたつてもあいう状態ですね。初めはことしの一月から試行ということでしょう、あなたの方の計画は、いまのようない状態に対して、これを提起をして計画を示した人事院としては、この現状に対してもう認識をお持ちですか。

○政府委員(鶴井貞夫君) 試行計画の実施がおく

まつてきているのであります。が、なお調整を要すべき事項が残っているということをございます。

一方、各省の事務当局を通じまして諸官庁の閣僚の意向を確かめましたところ、いまの国内景気の状況、企業倒産、失業者数というようなものも依然として高い水準にある世界経済情勢のもとで、試行に踏み切ること自身についても検討が必要であるという意見が相当数出しているのでございま

なお、本日の新聞にも投書が出ておりますが、私自身は早急に調整を進めまして関係閣僚懇談会を開催して試行を決定をいたしたいという強い意向を持ち、懇談会の座長であります官房長官とともに協議をしているのでございますけれども、国民の中からは、恐らく試行をするということと、実際本格的に週休二日制を実施するということを、間違えてといいますか、区別しないでとらえておられる向きがあるのではないかと思いますが、公務員が週休二日制をやるなどということはともんでもないことであるというような意見等も出ているのでござります。私といたしましては、人事行政の主管閣僚といたしまして調整を進めますとともに、できるだけ早く試行に移りたいという考え方でございます。このためには、いま申し上げましたような国民の理解というものが背景になければなりませんし、また関係省庁の協力を得なければならぬというところでございます。いずれにいたしましても、ただいま試行を実施することについて努力をしていくという状況でございま

なところもございますので、われわれとしても一
方的に無理やりに突っ走ってというわけにもこれ
はまいりません。そういう筋合いの事柄でもござ
いますので、昨年の報告をいたしまして以来、累
次それまで続けてまいりました各省との密接な接
触、協議、懇談というのをさらに強化をいたしま
して、いろんな問題点の持ち出し、あるいは整理事
業をやるというようなことで鋭意努力をしてまいり
ました。で、その結果、これは私たちの所期の目
標から見ますと、その時期はおくれたことは事実
でございまして、その点は遺憾に存じておりまし
たけれども、これもいろいろ事情がございました
こともありまして、人事院としての手続の整備と
いうものは本年に入つてから一応完了をしたとい
うことに相なつたわけでございます。すなわち、
われわれが示しましたトライアルをやるについ
て、個々の職員について考えてみれば、これに該
当する人は職務専念義務の免除という形でやつて、
いくことに道を開くということにいたしまして、
それに基づく通達その他所要の措置も講じたわけ

○野田哲君 人事院の總義がね、あんまり総理府の方のぐずぐずつとした報告に理解を示しては、この問題、けりはつきませんよ。これは、もともと勧告であるのか報告であるのか、つかみどころのないような出し方をするから一年近くもこの問題は握りつぶされておる。大体、政府のこの人事院の報告なり勧告なりあるいは計画に対する対応の仕方もおかしいですよ、これは。以前は公務員の給与の実施時期を平氣で何ヵ月も値切つて大変な損害をかけるおる、あるいは都合のいいものは三月に勧告してすぐ三月中に法案を出してすぐせというような、そういう対応の仕方もある、あるいはもうまるつきりいまのよう握りつぶすといいますか、歯切れの悪い対応の仕方。その問題で適当な対応の仕方であつては私は困ると思うのです。だから、この点についてはもうちょっと歯切れのいい対応の仕方を総務長官に要望して私の質問を終わりたいと思います。

高限度額が現在法定されておりますが、そこで、その最高限度額、現在が一千万円でござりますが、これを一万五千二百円に改めていただくことと、その実施時期は三月一日という、こういう内容のものがこの教員関係の勧告でございます。あとやはり教員も関係しますが、その他の方々もということで、育児休業を命ぜられました者についての休業給といふものを新たにつくつていただくという内容のものが、やはり勧告内容になっております。この二つが勧告の形でございます。

○片岡勝治君 そうすると、いま問題になつております教職員の主任手当というものは勧告ではないと、こういうふうに確認してよろしいですね。

○政府委員(次木廣君) まあこれは從来から、夏の一般勧告の際にも法律事項は勧告の形で出し、それから人事院規則等で定めておりますものを改正いたしますのは、その勧告の説明資料の中あるいは報告書の中等で触れることとしておるというふうなことを明らかにして、一体的に出しておるわけ

でございます。人事院といたしましては、そういう

○片岡勝治君 それでは若干の質問をしていきま
すので、よろしくお願ひをしたいと思います。
最初に、いま野田委員の方から触れられた教職
員の給与勧告問題について、ちょっと一、二点、
私の方からも関連でお尋ねをしたいと思いま
す。

(「委員長退席、理事事務局着席」)
その第一は、今度の勧告の内容は一体何か。まあ非常におかしい質問なんですねけれども、今回の勧告の内容はどれとどれなのか。
○政府委員(茨木茂君) 従来から、勧告事項は、要するに人事院の権限外のこととで法律等の改正を

要しますものを中心に勧告の形などと、その他のものは説明でもつていたしておるという態度をとつております。そこで、今回の勧告事項として出されておりますものは、教員給与につきましては、昨年設けられました義務教育等教員特別手当の、これも規則で細則は決まつておりますが、その規則を改正する前提といたしまして、必要な最高限度額が現在法定されておりますが、そこで、その最高限度額、現在が一万余円でござりますが、これを一万五千二百円に改めていただにくことと、その実施時期は三月一日という、こういう内容のものがこの教員関係の勧告でございます。

あとやはり教員も関係しますが、その他の方々もということで、育児休業を命ぜられました者にについての休業給というものを新たにつくついたりだくという内容のものが、やはり勧告内容になつております。この二つが勧告の形でございます。

○片岡勝治君 そうすると、いま問題になつておられます教職員の主任手当というのを勧告ではないと、こういうふうに確認してよろしいですね。

○政府委員(次木廣君) まあこれは従来から夏の一般勧告の際にも法律事項は勧告の形で出し、それから人事院規則等で定めておりますものを改正いたしますのは、その勧告の説明資料の中あるいは報告書の中等で触れることとしておるというふうなことを明らかにして、一体的に出しておるわけ

ございます。そこで、勧告そのものではございませんけれども、勧告と一体をなすものということです、主任手当の問題についても、説明のところで、主任手当、それから現在もございますところの教員特殊業務手当の拡大適用、それからもう一つ、俸給表の運用に関します部分をいたしまして、校長、教頭の特一等級、一等級に全員進めるという問題、それから今後の問題といったしまして、「農富な教育経験と優れた教育実績をもつ教諭で、職務の等級上の評価として特に教頭に準じて取り扱うことが適当と認められるものについては、教職の特殊性等から一等級とすることができるように途を開く必要が認められるが」ということで、その検討の上措置をいたしますというふうなことをその説明のところで触れておるわけでございます。

○片岡勝治君 お答えは、質問の趣旨をよく理解されはつきりお答えをいただきたいと思いまして、その検討の上措置をいたしますというふうなことを聞く必要がありますが、この説明があつたんですけれども、そういうふうにはなりませんよ。この勧告というのは、明らかに人事院総裁から参議院河野議長あてで、勧告といふのはつきりしていますから一体のものというふうなことは私はならぬと思うんですよ、これは勧告は、明らかに義務教育教員特別手当はその限度を一万五千二百円としないと、これが勧告であつて、この勧告の中には主任手当というのはいさきかも入っていませんよ。そういうふうに人事院が勝手に解釈されるというのは困りますね、これは総裁どうですか。

○政府委員(藤井貞夫君) まさしく正式な形式上の勧告事項といたしましては御指摘になりました特別手当の限度額の勧告でございます。ただ、いま給与局長も申し上げましたように、人権法の内容を具体的にいたします際に、勧告事項だけではなくて、いろいろ人事院といたしまして独自で措置ができますのも含めてやつしていくということが、給与制度全体の適正均衡を保持することからも必要であろうかという考え方からこそ立つ

ておるのであります。これは例年の夏の勧告、一般的な勧告についてもそうでございます。勧告として政府にあるいは国会に御措置をお願いしなければならぬことのほかに、その後の情勢の変化等に伴つて人事院としてかくかくのことをいたしましたというようなことも織り込んでやつております。それに、この人権法の規定でもつて、人事院に勧告義務が与えられておりますが、この法案の審議等の過程におきまして、人事院の性格から申して、勧告をお任せいたく限りにおいては、それらのやり方その他の給与措置の全般については、ひとつ人事院の立場もあるので人事院にやり方についてはお任せをいただきたいと、また勧告として正式に国会、政府にお願いしなければならないことはそういうことで措置をいたしたいというふうなことを申し上げておるというようないきさともございます。そういうことで、いま給与局長も申し上げたように、一体的といふことを実質上申し上げたのでありますて、形式的には勧告はいま御指摘になりましたことが一つでございます。

○片岡勝治君 人事院の方の気持ちはいま総裁がおっしゃったようなことだらうと思いますよ。しかし法令的に考えれば、主任手当といふのは勧告に入つていません。しかも人権法によれば勧告によらなければならぬ、ねばならないということになつておりますからね。つまり、人権法に基づく教職員の給与改定というのは、人事院が勝手にやつてしまつておられますからね。この点については明後日また引き続いて質問をしたいと思います。

さて、恩給の問題について若干質問を続けたいと思います。なお、これは明後日審議される予定になつております国家公務員の共済組合の問題とほぼ内容的には一体のもののように考えられます。そこで、明後日もその問題に関連して質問をさせていただきたいと思いますので、その点を含んで、恩給部分に限つて、しかし共済とともに非常に関係が深いわけですから、恩給の部分についてお考えを伺いたいと思います。

恩給は、すでにその該当者は逐次減るという、物理的にそういう傾向になつておりますけれども、いまその人数ですね、文官、武官というのですか、昔の言葉で言うと、その人数、概略で結構です。そしてその傾向ですね、年々大体どのくらいの人が減つていくのか、ちょっとこれは予告全部できるということになるじゃありませんか。それは許されないんですよ。だから、いまさつき野田委員も追及されたが、この特殊勤務手当そのものに適用させるというところにそもそも大き

な矛盾があるわけです。それを勧告と一体なものでは明後日審議される予定の機会にわかれわれ内閣委員会としてもいろいろ意見を出し、最終的には附帯決議ということになりますが、とにかくにもその改善のために努力をされている点、私ども敬意を表します、率直に言つて。

〔理事加藤武徳君退席 委員長着席〕

そういう立場で、さらに幾つかの大きな問題が残つてゐるわけでありますが、その第一は、何といつてもいま野田委員からも質問のあつた適用の期日ですね、改善の。これは総務長官も基本的には公務員給与の改善の時期に合わせべきだという考え方のいま答弁があつたわけであります。そういう考え方であれば、予算要求の時点における恩給局の要求をやっぱり総務長官のおつしやるような基本的な態度、まあ全く公務員に準ずるということなれば、いま一年何ヶ月ですか、四ヶ月です。ところが、恩給局の概算要求を見ますと、これが月さかのぼらなければならぬわけでありますけれども、まあ一遍にそれは無理だろうと思うんですね。まあはつたりのない要求という評価はありますけれども、あんまりこれじゃ正直過ぎるんじゃないですか。少なくとも総務長官が、公務員に準

な矛盾があるわけです。それを勧告と一体なものでは明後日審議される予定の機会にわかれわれ内閣委員会としてもいろいろ意見を出し、最終的には附帯決議ということになりますが、とにかくにもその改善のために努力をされている点、私ども敬意を表します、率直に言つて。

そのうち文官は二十万弱、残りが旧軍人でござります。

それから、年々減るだらうというのはまさにそのとおりでございまして、新しく入つてくる方はほとんどおりませんので、年々老齢の方が亡くなつたり何かしまして減りますが、もちろん恩給の場合にはその方に遺族がおられますとそちらの方に転給されますので、そういうのを全部総合いたしますと、年々、最近のケースで申しますとやはり、われわれ国会としては参議院議長あてに出された勧告をいま審議すると、こういうことですからね。しかし、勧告書を見ればないじゃないですか、入つてない。しかしそれは一体のものだなんというごまかしの提案を、これはもう客観的に給与問題を処理しようという人事院がそういうごまかしをやるということは、われわれ国会の側からするところは許されませんよ。これは大変な問題です。この点について、ひとつ人事院の方で再検討していただきたい、このことを要望いたして、いまの点については明後日また引き続いて質問をしたいと思います。

さて、恩給の問題について若干質問を続けたいと思います。なお、これは明後日審議される予定になつております国家公務員の共済組合の問題とほぼ内容的には一体のもののように考えられます。そこで、明後日もその問題に関連して質問をさせていただきたいと思いますので、その点を含んで、恩給部分に限つて、しかし共済とともに非常に物理的にそういう傾向になつておりますけれども、いまその人数ですね、文官、武官というのですか、昔の言葉で言うと、その人数、概略で結構です。そしてその傾向ですね、年々大体どのくらいの人が減つていくのか、ちょっとこれは予告全部できるということになるじゃありませんか。それは許されないんですよ。だから、いまさつき野田委員も追及されたが、この特殊勤務手当そのものに適用させるというところにそもそも大き

子、どういうことでこういいう数字が出てきたのか、これをひとつ簡明にわれわれにわかりやすく御説明願いたいと思います。

○政府委員(菅野弘夫君) 教學的と申しますか、統計的な処理が入っておりますので、なかなか簡単にうまく説明できませんが、要するに現職公務員の給与のアップをずっと各号俸ごとに分析をいたしてみますと、ある一定の傾向というものがあるということがわかります。必ずしも、一つ一つの号俸について見ますとでこぼこがあるんですけれども、公務員給与の全体の上がり方を見ますと一定の傾向があるということが看取されるわけだと思います。そこで、これは統計学上は何か回帰分析とか、そういう言葉によつてあらわされてるようでございますけれども、大体の傾向をいまの公務員給与の実態で見ますと、ある一定額と一定率というものにあらわせるということがわかりましたので、当委員会の附帯決議もたびたびあるところでございまして、一律アップよりはそういう傾向も反映したような恩給改善を行つたといふことで、そういう要求をしたわけでございましたが、いまして、ある一定率と一定額という一本の線でできた方が一番客観的によかつたんじゃないかと思いますが、実は一昨年以前の給与勧告でございますとあるいはそういうことができたように私たちには思いますが、たとえば二等級以上のアップが非常に少ないというようなことがございまして、それから八等級についても若干の傾向もございますので、私たちとしては三等級から七等級という一番基本のところをもとに置きましたて、それにいま言いました下と上方を若干考慮した形の、同じ形の一定率と一定額ということでやったわけでございます。これは全般的に申しますと、要するに、公務員給与では個々の号俸をとつてみると、何と申しますか、下の号俸の一〇・七%アップが、その次の上の号俸はどうなつてい

るかと申しますと、必ずしもすつと一線になつてないようでございますけれども、私たちの手法としては、仮定俸額が高くなれば高くなるほど統計的に説明ができますが、要するに現職公務員の給与のアップをずっと各号俸ごとに分析をいたしてみますと、ある一定の傾向というものがあるということがわかります。必ずしも、一つ一つの号俸について見ますとでこぼこがあるんですけれども、公務員給与の全体の上がり方を見ますと一定の傾向があるということが看取されるわけだと思います。そこで、これは統計学上は何か回

りもちよつと数学的な、あるいは統計的ななあればござりますので、どうも私の頭では十分簡単にお説明できませんでなければども、以上のようにお傾向をもちまして、とにかく公務員給与の改善傾向をかなり忠実に反映したというふうに思つております。

○片岡勝治君 今年初めでありますからなかなかまづかしかつたと思うんですが、これからもつまづき年度以降も基本的にはこういう考え方でござりますけれども、この点はどういうふうに考えておられるわけなんですか。

○国務大臣(植木光教君) 扶助料を関しまして今お話をいたしました。これは、ただいま片岡委員が御指摘のとおり二分の一ということではお氣の毒であると、改善すべきであるという考え方につつまづかしかつたと思うんですが、これからもつまづき年度以降も基本的にはこういう考え方でござりますけれども、この点はどういうふうに考えておられるわけなんですか。

○國務大臣(植木光教君) ただいま御指摘のとおり、私どもといたしましては、今後も上薄下厚方式で対処してまいりたいと考えております。

○片岡勝治君 次の問題でありますけれども、恩給では扶助料、年金の方では遺族年金ですか、通称遺族年金と言つた方がわかりやすいと思うんでありますか、在職公務員についてのいろいろな配慮がなされたんだと思ひますが、たとえば二等級以上のアップが非常に少ないというようなことがございまして、それから八等級についても若干の傾向もございますので、私たちとしては三等級から七等級という一番基本のところをもとに置きましたて、それにいま言いました下と上方を若干考慮した形の、同じ形の一定率と一定額ということでやったわけでございます。これは全般的に申しますと、要するに、公務員給与では個々の号俸をとつてみると、何と申しますか、下の号俸の一〇・七%アップが、その次の上の号俸はどうなつてい

るかと申しますと、必ずしもすつと一線になつてないようでございますけれども、私たちの手法としては、仮定俸額が高くなれば高くなるほど統計的に説明ができますが、要するに現職公務員の給与のアップをずっと各号俸ごとに分析をいたしてみますと、ある一定の傾向というものがあるということがわかります。必ずしも、一つ一つの号俸について見ますとでこぼこがあるんですけれども、公務員給与の全体の上がり方を見ますと一定の傾向があるということが看取されるわけだと思います。そこで、これは統計学上は何か回りもちよつと数学的な、あるいは統計的ななあればござりますので、どうも私の頭では十分簡単にお説明できませんでなければども、以上のようにお傾向をもちまして、とにかく公務員給与の改善傾向をかなり忠実に反映したというふうに思つております。

○片岡勝治君 今年初めでありますからなかなかまづかしかつたと思うんですが、これからもつまづき年度以降も基本的にはこういう考え方でござりますけれども、この点はどういうふうに考えておられるわけなんですか。

○国務大臣(植木光教君) 扶助料を関しまして今お話をいたしました。これは、ただいま片岡委員が御指摘のとおり二分の一ということではお氣の毒であると、改善すべきであるという考え方につつまづかしかつたと思うんですが、これからもつまづき年度以降も基本的にはこういう考え方でござりますけれども、この点はどういうふうに考えておられるわけなんですか。

○片岡勝治君 次の問題でありますけれども、恩給では扶助料、年金の方では遺族年金ですか、通称遺族年金と言つた方がわかりやすいと思うんでありますか、在職公務員についてのいろいろな配慮がなされたんだと思ひますが、たとえば二等級以上のアップが非常に少ないというようなことがございまして、それから八等級についても若干の傾向もございますので、私たちとしては三等級から七等級という一番基本のところをもとに置きましたて、それにいま言いました下と上方を若干考慮した形の、同じ形の一定率と一定額ということでやったわけでございます。これは全般的に申しますと、要するに、公務員給与では個々の号俸をとつてみると、何と申しますか、下の号俸の一〇・七%アップが、その次の上の号俸はどうなつてい

るかと申しますと、必ずしもすつと一線になつてないようでございますけれども、私たちの手法としては、仮定俸額が高くなれば高くなるほど統計的に説明ができますが、要するに現職公務員の給与のアップをずっと各号俸ごとに分析をいたしてみますと、ある一定の傾向というものがあるということがわかります。必ずしも、一つ一つの号俸について見ますとでこぼこがあるんですけれども、公務員給与の全体の上がり方を見ますと一定の傾向があるということが看取されるわけだと思います。そこで、これは統計学上は何か回りもちよつと数学的な、あるいは統計的ななあればござりますので、どうも私の頭では十分簡単にお説明できませんでなければども、以上のようにお傾向をもちまして、とにかく公務員給与の改善傾向をかなり忠実に反映したというふうに思つております。

○片岡勝治君 今年初めでありますからなかなかなかなかまづかしかつたと思うんですが、これからもつまづき年度以降も基本的にはこういう考え方でござりますけれども、この点はどういうふうに考えておられるわけなんですか。

○国務大臣(植木光教君) 扶助料を関しまして今お話をいたしました。これは、ただいま片岡委員が御指摘のとおり二分の一ということではお氣の毒であると、改善すべきであるという考え方につつまづかしかつたと思うんですが、これからもつまづき年度以降も基本的にはこういう考え方でござりますけれども、この点はどういうふうに考えておられるわけなんですか。

○片岡勝治君 次の問題でありますけれども、恩給では扶助料、年金の方では遺族年金ですか、通称遺族年金と言つた方がわかりやすいと思うんでありますか、在職公務員についてのいろいろな配慮がなされたんだと思ひますが、たとえば二等級以上のアップが非常に少ないというようなことがございまして、それから八等級についても若干の傾向もございますので、私たちとしては三等級から七等級という一番基本のところをもとに置きましたて、それにいま言いました下と上方を若干考慮した形の、同じ形の一定率と一定額ということでやつたわけでございます。これは全般的に申しますと、要するに、公務員給与では個々の号俸をとつてみると、何と申しますか、下の号俸の一〇・七%アップが、その次の上の号俸はどうなつてい

増し年であります加算年の扱いにつきましては、加算年というのと、資格年と、してだけは見るんだということが一つ入りまして、もう一つの柱をいたしまして、いま御指摘の減算率という制度ができたわけでございます。たとえば十二年で資格が出る方が、十一年で、あとと加算が一年あつて十二年であるといふ方につきましては、百五十分の五十のところを、百五十分の三・五それから差し引くという制度でございます。それが一時は昭和三十三年だと思いますが、三・五ではなくて百五十分の四・五にするといふように強化をされた時代もありましたけれども、その後におきましては、この減算率につきましては、昭和四十八年のときに――いま軍人さんの方だけで御説明を申し上げておりますけれども、四十二年には、そういう状態ですけれども、妻子につきましては加算減算率をなくすとか、あるいは四十二年には七十歳以上の御老齢の方についてはやめるとか、それから四十六年には減算率を六十五歳以上については撤廃するとか、そういう改善をいたしましたが、昭和四十八年にまた大きな改正がございましたけれども、一つは、今まで資格年だけしか入っておりません加算年が、七十歳以上の方につきましては、百五十分の三・五という減算率を二・五というふうに緩和するという改正があつたわけがござります。その後昨年の改正において、一方において六十歳以上の方につきましては、百五十分の三・五という減算率を二・五というふうに緩和するといふことをお願い申し上げているわけでございました。

○岡田広君 以上ずっと、恩給法が二十八年に復活いたしましてから二十四年間顧みましても、減算率というのがいまだに百五十分の三・五。これはどういうことかと、もあ駆迫に説法の感がござりますが、一言付言さしていただきたいと思うのですが、五十一年度の伍長の仮定俸給が約六十五万、減算率がなくて百五十分の五十をいただくとするならば、もう手取りの恩給金額は二十万。私どもが調べた百二十四万の中で一応減算率の適用をされる人数がおよそ六十万、その実在職年が大体五年。そういたしますと、十二年で恩給権が発生いたしますので七年間というものは一応この忌まわしい減算率というものの適用を受けるわけでございます。百五十分の三・五を一年ずつ引かれますと、七年間というものが引かれるわけでございます。そういたしますと百五十分の二十五、百五十分の五十から百五十分の二十五を引かれますと、実際に六十四歳以下の恩給証書によって郵便局からいただく一年の恩給の金額は十万足らずだと、これが現実でございます。

○國務大臣（植木光教君） 減算率の改善につきましては今年度もしたわけでございますが、いまお話しの点につきましては、確かに対象が六十五歳未満の年齢層、実在職年の平均五、六年程度と、こういうことでござります。他の公的年金との均衡の問題もございます。そこで、まあここで撤廃と、一挙に撤廃という御要請は私も十分理解はでありますんでござりますけれども、徐々に改善をさせていただく、できるだけ早期に改善をするという努力をさせていただくということで御理解をいただきたいと思います。

○岡田広君 大臣も胸中お察しでございますので、なるべく年齢制限の撤廃と減算率の撤廃はひとつ要望を申し上げまして、一応加算年の問題についての質問をこれで打ち切りたいと思います。

次に、附帯決議においても、旧文官と旧武官の仮定俸給の格差の是正と、こういうことが本委員会の決議として要望されておるわけでございますが、この格差という問題について、五十一年度に調査費が若干つけられたやに漏れ承つておるわけですが、この格差といふ問題が議決されました後は、今後、五十一年度の予算案がもう国会で議決されましたし、恩給法が議決されました後は、これは当然格差は正と、いうことで前向きの姿勢で取り組まれる御意向でござりますが、ひとつ局長で結構でございますが。

○政府委員（菅野弘夫君） ただいま調査費というお話が出ましたが、調査費は、この文武官の恩給の先生の指摘される格差といふものの調査といふことでついたわけではございませんで、もう少し広い意味でございまして、たとえば、一つのグループとしては仮定俸給の問題をいろいろ検討してみたい。この委員会でも、退職年次別の格差といふのも一つの格差の問題として指摘されているところでございまして、そういうもう少し広い意味のものでございます。そのほか、先ほど出ました扶

助料の問題なり、あるいは公務員の範囲の問題なり、そういう問題もあわせて勉強していただきたいと、いうふうに思つておりますが、その先生の御指摘になりました点につきましても、もちろんそのうちの一つとしていろいろの角度から検討、勉強さしていただきたいというふうに思つております。

○岡田広君 これは私も寡聞ながら、やはり非常におむずかしい問題であることはよく承知いたしております。

そこで、旧武官の長期、短期服務者の間においてすら、佐官の階級において一号俸、尉官の階級において二号俸、下士官兵において三号俸の一応開きがあるやに承知しておりますが、これだけでもひとつ是正していただける、こういうような要望を持つておるんですが、局長いかがでござりますか。

○政府委員(菅野弘夫君) いま言われましたのはちよつとよくわからなかつた部分がござりますけれども、いろいろなことがございまして、兵において三号俸、あるいは下士官において二号俸、それから佐官以上におきまして一号俸の改正は、すでに四十六年でございましたでしょうか、ちよつと年次ははつきり覚えておりませんが、そういう改正をいたしておりまして、現在においては、したがいまして非常に厳密な言い方でいきますと、非常に長期在職の旧軍人の方であるとか、あるいは非常にお若い方、先ほど御指摘のあつたお若い方等におきましては御指摘の点が残つてゐるわけでございますが、全般いたしましては文武官の格差といふものはほんくなつてゐるというふうに思つております。いま言われましたこと等もさらに十分研究をいたしまして、どういう格差がさらには残つているのか突き詰めてみたいと思つております。

○岡田広君 いま局長の申された旧文官と旧軍との間の号俸の調整といふものは一応調整されております。しかしながら、軍人内の長期服務者と短期服務者の中には私が指摘したような事実がまだ残つているのか突き詰めてみたいと思っております。

ございますか。

○政府委員(菅野弘夫君) これは四十九年、すなわち、一昨年でまたばかりの制度でございましたが、毎年毎年、動かすような性質ではないというふうに思つておりますが、先生御指摘の点につきましては、もちろん勉強させていただきました。

○岡田広君 太田委員といろいろ質問の打ち合わせをいたしておりますので、あとは太田委員が質問をいたしますので、私は大臣に感謝を申し上げながら、一つ要望を申し上げたいと思うんです。が、五十年の恩給法は国会のあいう状態で廃案になりましたについて、総務長官が恩給局長に命じて、非常に恩給証書の改定事務の促進について、通常国会に恩給法が通つたと同じような成果において、各受給者に、しかももう十一月末には全部郵便局から新しい恩給証書をいただけと、もうこのことは禍を転じて福となすという大臣の御配慮のまものでございまして、この点は本当に受給者一同感謝申し上げておるところでございますが、ただ、年々恩給法の改正が非常に顕著に進みまして、すなわちその中にはもう改定請求を伴う問題が非常に多くございます。年齢制限が七十歳から六十五歳になつた、あるいは一月恩給の兵に対する加給範囲が広がつたと、もうそういうことで、各地方庁において世話課の人員を削減するような傾向にあつたところに恩給の処理事務といふものは非常に膨大に繁雑化していります。したがつて、受給者の不満は、改定請求を出してもう一年になるんだがまだ新しい恩給証書が来ないんだと、こういうせつない焦慮感が強うございます。この恩給改定の事務促進について恩給局はどうよお考えに――現在、地方庁から援護局に來た時点で、どのぐらいの期間があつたならば大体処理して本人の手元に恩給証書が参るようになるのか、おおよそのひどそとの期間の経過を、もしわかれ承らわしていただきたいと思います。

○政府委員(菅野弘夫君) これは私たちの方は、

いま軍人さんの例で申しますと、進達令であります。

す都道府県から厚生省を通じて總理府の方に参るわけでございまして、總理府に参った場合の、何

といいますか、事務処理に関する一応の目安といふものをつくるております。ちょっとといま詳細に

覚えておりませんけれども、たとえば一時恩給でありますとか、あるいは普通恩給であるとか、普通抹

助料であるとか、そういうものについては大体一、二ヵ月ぐらいで処理をいたしております。少し長くかかりますのは傷病恩給でございまして、これはもう一度診断をしてもらつたり、あるいは調査をいたしましたり、その他顧問医の鑑定を受けましたり、そういうことがございますので、やはり半年からもう少しかかるのもございます。しかししながら、いま言いましたように、他の案件に關しましては大体一、二ヵ月で処理をしているところでございます。

で、厚生省、それから都道府県の滞留期間はどうも正確には存じておりません。

○岡田広君 以上で私の質問を終わるわけでございますが、ひとつ大臣、以上申し上げましたのは、私が議員としてのいろいろ恩給法に対する質問ではございましたが、やはり受給者百二十余万人の声であるということを御理解いただきまして、ひとつ恩給は国家保障など、こういう御理解の上にさらに善処方を要望申し上げたいと存じます。

なお、委員長に、ひとつ五十年度の恩給法が一応廃案になるというような事例が、私、一年生で苦い体験を持っておりますので、ひとつ全委員の先生方にお願いいたすわけですが、どうか五十一年度の恩給改正法律案は、通常国会内にひとつ上げていただきたいことを要望して私の質問を終わります。

○委員長(中山太郎君) この際、委員の異動について御報告をいたします。

本日、中村利次君が委員を辞任され、その補欠として三治重信君が選任されました。

○委員長(中山太郎君) 引き続き質疑を行いま

す。

○太田淳夫君 それでは、引き続きまして恩給法の質問をさしていただきますが、先ほど来、同僚

委員の方から事細かな質問がございましたし、時間が点もございますので、多少その点省かしてい

ただきますが、最初に、附帯決議ということは先

ほど片岡委員からもお話をいたしましたが、その附帯

決議を尊重してということを、よくお話を聞き

しますが、今回のこの恩給法の改定につきまし

て、恩給年額の増額を初めとして十二項目に及ぶ

改善措置が講じられておりますけれども、前国

会、いろいろ附帯決議をつけましたが、その要望

事項がどの程度盛り込まれているのか、その検討

内容及び法案作成に至る経緯についてお聞きした

いと存じます。

○政府委員(菅野弘夫君) 参議院の内閣委員会においても、前国会で附帯決議をつけていただいた

わけでござりますけれども、基本的には、もちろ

ん附帯決議を国会の御意思として、われわれの改

善の資料、再検討の指針といたしまして取り組ん

でいるわけでござりますが、簡単に申しますと、

まず実施時期につきましては、昨年から一ヵ月繰り上げて七月の実施にいたしました。それから恩

給の増額についても一律アップの方式を改めま

して、公務員の給与改善の傾向に応ずるような上

簿下厚の改善をいたしました。それから最低保障

額につきましては、六十五歳以上の長期の方で例

を申しますと、四十二万円から五十五万円という、

三〇%に及ぶような改善をいたしました。それか

ら旧軍人等の加算恩給につきましては、先ほども

出ましたけれども、六十歳以上の方の加算減算率

というものを緩和をいたしました。なお、扶助料

の給付水準の改善につきましては、受給者の家族

構成に応じました加算を行うという案を御提案申

し上げているわけでござります。そのほか、たと

えば貸し付けの、恩給担保の貸付額でござります

けれども、これは私の方から大蔵省あるいは国民

金融公庫等にお話を申し上げまして、今般、限度額が従来の七十万から百万円に引き上げられたようになりますが、なかなかむずかしい問題が

事項につきましては、なかなかむずかしい問題が残っているわけでござりますけれども、それらについても鋭意検討を重ねておるところでございま

す。

○太田淳夫君 それでは、一応何点かお聞きした

いと思いますが、まず、恩給年額の改定について

ちょとお聞きしたいと思いますが、この恩給年額の改定の方法につきましては、昭和四十一年に

恩給法の第二条ノ二の調整規定が設けられまし

た。これに伴つて四十三年には恩給審議会の答申

が出来されました。それに基づいて、四十四年、い

わゆる恩給審議会方式がとられて、四十八年以降

いうものを維持するために給与スライド方式が最も有利ではないかという、こういうことでこの決議がされたと思います。

そこで最初にお聞きしたいことは、この当委員会の給与スライドに関する附帯決議の趣旨と、恩給法第二条ノ二の調整規定との関連についてどのように政府は理解されているか。また第二点としては、これから経済はより低成長期に入ります。物価と賃金の上昇率が逆転する場合を考えられます。給与スライド方式によります恩給年額の改定を今後も続けていく方針だとすると、この点についてどのように考えてみえるか、御答弁を願いたいと思います。

○政府委員(菅野弘夫君) 給与の中に物価もあることは國民生活の水準も反映をするということで公務員給与というものが決定をされていくわけでございまして、私たちとしましては、給与というものがそういう意味で最もよるべき指標であるといふふうに存じておりますので、この原則を貫いていきたいというふうに思います。

○太田淳夫君 ここに指標はありますけれども、五十年度におきましては、対前年度比の消費者物価の上昇率は一〇・四%ですね。また本年三月現在では、対前年度比の消費者物価の上昇率は全国平均八・八%、東京区部で大体一〇・二%になります。これに対しても、春闘の結果の賃金上昇率は物価の上昇率を下回る、こういうことが予想される状況になつておりますが、これに伴いまして、本年度の公務員給与の改定率が消費者物価を下回った場合、来年度の恩給年額の改定はどういうような方式によって行われる方針なのか、また人事院勧告が行われないような場合、恩給年額の改定は行われるかどうか、そのような場合にどのように対処されるか、政府の見解を承つておきたいと思います。

○政府委員(菅野弘夫君) 大変むずかしい質問でございますし、また仮定の御質問でございますので、従来ののような方針でいくつもりでありますけれども、世の中の情勢が百八十度変わるものであるなどと、これまでお聞きしたことがあります。

態になりますれば、またその時点では、恩給といふものはやはりそれをよりどころにして生活をしていらっしゃる方がたくさんあるわけでございますので、その時点でいろいろ考えなきゃならないこともあると思います。

○太田淳夫君 次は、恩給制度におきましては、恩給年額は退職時の俸給の三分の一が基礎になります。物価と賃金の上昇率が逆転する場合を考えられます。給与スライド方式によります恩給年額の改定を今後も続けていく方針だとすると、この点についてどのように考えてみえるか、御答弁を願いたいと思います。しかし、まあ先ほど野田委員からも人事院に対してもいろいろなお話をございましたけれども、ある情報によると、人事院勧告は非常に微妙な段階である、こういうようなお話をあります。もしもこれが行われないような場合ですと、現状の改定率を引き上げようとも積極的にいま改善を図つていくべきであると、こう考えておりますけれども、重ねて政府の、こういう事態が起きたとき、まあ百八十度転換といふいいまお話をありますたけれども、それに対してどのようなことを考えてみえるか、あくまでも恩給の水準というのを引き上げようという、そういう方針で臨まれるかどうか。また今回の改正案におきましては、六・六%から一・五%の範囲内で上薄下厚の恩給年額の改定によって行われた結果、恩給年額の基礎となる仮定俸給年額の上下の格差は相当な開きを示していると、このように私は考えます。

そこで、公務員給与の改定傾向に基づきまして今回段階を設けたわけでございますけれども、この六段階の改定方式を実施する場合でも、その点を配慮して是正を行うべきじやないかと、このように考えます。たとえば仮定俸給の七十二号俸以上のクラスにつきましては、その対応する公務員の指定職の改定率、これは平均六・五%ですが、それを上回る改定を行つべきじやないかと、このように考へますけれども、一度その点について明確にお聞きしたいと思います。

○国務大臣(植木光教君) 五十一年度の一般職国家公務員の給与の改定につきましては、人事院の勧告を待ち、原則として私どもはこれを尊重して

たいと存じますが、この恩給受給者二百六十数万人の方々は、大多数が恩給を唯一の生活の支えとしておられる方々でありますし、しかも老齢者である、遺族である、傷病者であるという事情に対しましては、先ほども申し上げましたように、國家保障の立場からいたしましても、やはり相応の改善措置をとっていかなければならぬということを私どもは基本的な考え方として持つているのをございます。したがいまして、いま、将来を予測することはできませんけれども、ただいま申し上げましたのが私どもの姿勢であるということですべきでありますし、またそのように検討されたと思ひます。

○太田淳夫君 それでは、次は、今まで公務員給与の改定率に従つて一律に恩給年額を改定する方式をとつてきました。その方式は、私たちが考えますと、公務員給与の改定傾向を忠実に反映しなかつたんじやないか、また上厚下薄の傾向をば增大することになるから、その改定が要望されました。すでに最近の大幅な恩給改定が一律の改定方式によって行われた結果、恩給年額の基礎となる仮定俸給年額の上下の格差は相当な開きを示していくと、このように私は考えます。

そこで、公務員給与の改定傾向に基づきまして今回段階を設けたわけでございますけれども、この六段階の改定方式を実施する場合でも、その点を配慮して是正を行うべきじやないかと、このように考へます。たとえば仮定俸給の七十二号俸以上のクラスにつきましては、その対応する公務員の指定職の改定率、これは平均六・五%ですが、それを上回る改定、たとえば六・六から八・六の範囲に行われることになつていますけれども、今後の問題としては、公務員給与の改定傾向に基づいて改定方式を実施するほかに、こういった上下格差の是正を行ふべきじやないか、このように考へますけれども、総務長官……。

○政府委員(菅野弘夫君) 今回、こういうような形で、ここで明確に公務員の給与改定につきましては、人事院の勧告が行われておりません現在でございますので、ここでも、この点は、まだこれから実際には支給してみて、今後検討を重ねていくところまでございます。

○政府委員(菅野弘夫君) 定額と定率は、それぞれ一長一短ござりますので、われわれとしても予算要求の段階、決定までの段階において、そういう画面からいろいろ議論をし、検討をしたわけで

ござりますけれども、定率には非常にわかりいい、何といいますか、わかりいいという面などの長所がございますけれども、定額には、これは当然そなりますけれども、生活にわりあいに苦しむといいますか、下の者に対するアッパー率が高いといいますけれども、定額には、これは申しましたように、今度の定額積みによつてある人々は六割をすでに確保いたしましたし、ある人々は七割になつた方もあるわけでございまして、そういう両方の利点がございますので、やはりこれは予算総額との兼ね合いもございますけれども、両方のいいところをとつてやつていく必要があるというふうに思つておるわけでございます。いま、にわかにどちらがいいというふうな断定をしておりませんが、両方ともいんじないかというふうに思つております。

○太田淳夫君 それでは、扶助料の場合に扶養遺族という言葉がございますが、この扶養遺族という言葉は、これは恩給法第七十五条の規定のとおりでよろしいですか。

○政府委員(菅野弘夫君) そのとおりでございまして、もう一つ、これは非常に事務的な説明になりますけれども、公務扶助料とか、それから傷病者に関しては特別に今まで加給がございましたけれども、そういう場合の、たとえばその扶養遺族である子供さんの年齢等については、これは二十歳以下というとらえ方をしておりますけれども、今度の場合には、ほかの年金との関係もございまして、十八歳以下というふうな差がございますけれども、おおむね同じような考え方でつかまえております。公務扶助料については同じでございます。

○太田淳夫君 そうすると、他の公的年金と合わせて十八歳未満ということなんですね。恩給法第七十五条ですと「未成年ノ子又ハ不具廢疾ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキ成年ノ子」と書いてあります

まして、普通恩給をもらっている方が亡くなつた場合の普通扶助料、まあ俗称でございますがそう言つておりますのと、公務によつて亡くなられた方の御遺族に対する公務扶助料、この二つの種類に分かれております。後の方に申しました公務扶助料に対する加算、これの場合の基準としております扶養遺族、これは恩給法七十五条の扶養遺族そのままでございます。ただ、前に申しました普通扶助料に係る扶養遺族の場合にはちょっと限定がございまして、子につきましては十八歳未満といふことで、実はこれも各種年金と共通するような要素がございますので、厚生年金等と足並みをそろえまして十八歳未満ということにいたしておりますわけでございます。

○太田淳大君 次に、今回傷病者遺族特別年金制度、これが創設されたわけです。これを見ますと、特別傷病恩給受給者についてということがございますが、比較的傷病の重い特別項症から第一款症の者の遺族に対しても、傷病年金受給者の場合と同様の措置を講ずることとしていますと、こういうあれがありますけれども、これはどうでしょう、概算要求のときでも最初からこれでいったんでしようか。概算要求の場合には第五款症まで要求されたんですね。

○政府委員(菅野弘夫君) ただいまの御指摘は特別傷病恩給の方だと思いますが、特例傷病恩給というのは、公務ではなくて職務に関連をして傷を受けられた方々に給される恩給でございますが、これが重い方と軽い方とございまして、いわゆる公務の傷病でございますと増加恩給に相当する部分の方々については今回十万円の支給ということで御提案を申し上げております。しかしながら、第二款症以下のいわゆる公務の場合の傷病年金に相当する軽い方の場合においては御要求申し上げよう、私たちとしては、概算要求のときにのを出した方がいいんじゃないかなというとで御求をいたしたわけございますが、これはいま御

○太田淳夫君 そういうことで概算要求を削られてしまつたということですが、たとえば第三款症でも「心身障害為社会ニ於ケル日常生活活動ガ中等度ニ妨ガラルモノ」と、こうなつておりますので、今後これらの人たちに對する遺族に対しても特別年金を支給するような措置をとるべきじゃないかと考えますけれども、今後の改善の方針について一言お伺いしたいと思います。

○政府委員(吉野弘夫君) 昨年はそういう経過で認められなかつたわけでございますが、私たちといたしましても、確かに公務でもないし、傷もやや浅いということではございますけれども、したがいまして同じ十万円という額でなくとも、しかしながらそういう方々でございますので、何らか支給の道が講じられればというふうに思つておりますので、引き続いて検討してまいりたいと思います。

○太田淳夫君 次に、先ほど野田委員、片岡委員からも多少触れられましたが、従軍日赤看護婦さんの恩給法の適用の問題です。先ほど総務長官からもいろいろお話をありましたけれども、この従軍日赤看護婦さんの恩給法適用につきましては、これは長い間もう懸案事項になつておなりまして、すでに昭和三十八年の九月には、日赤本社からこれらの人たちについて、恩給法等の適用を行ふよう文書をもつて関係当局に要望が出ておりますし、また四十一年の法改正におきましては、看護婦長以上の人たちで、戦後公務員になつた人について、一定の条件のもとで従軍日赤期間を公務員期間に通算する措置がとられております。その後、四十七年の法改正におきましては、通算条件の緩和が行われましたけれども、以後、当委員会でのところは一応見送りということになったわけでございます。

書等の提出を行つておりますけれども、いままで何らの改善措置も講ぜられてはいなかつた。いまお話をいろいろお聞きしますと、恩給局でもプロジェクトチームをつくりつづいていろいろと検討中である、こういうお話をございました。第六十八国会の委員会におきましても、峯山委員からこの問題取り上げました。前国会におきましては、わが党の二宮議員団長が従軍日赤看護婦の待遇に関する質問主意書、これも政府に提出いたしました。また、この委員会におきましても、この問題につきましては、五党共同提案によります附帯決議あるいは諸願の採択などに、積極的に私どもも賛成いたしてまいりました。以後、この国会におきましても、この附帯決議の趣旨の実現のために、その具体案について検討を行つておりますが、先ほど片岡委員からお話をありましたとおり、特例に関する法律案というものをやはり共同でいま提案さしていただきまして、十三日には趣旨説明をさせていただくようになっております。このように、いまいろいろ努力をさしていただけております。政府といたましても、先ほど総務長官からお話をされましたけれども、この附帯決議の趣旨の実現につきまして、重複するかもしれませんけれども、再度説明をお聞きしたいと思いますし、またいつもここまでにそれを実現する見通しが立つてあるのか、それをちょっとお聞きしたいと思います。

制度として恩給制度が生まれ、今まで来たわけでございまして、いろいろな、たとえば日赤の看護婦さんの戦地中の期間を通算をして計算をするというようなことがございますけれども、そういう措置も、全部、もともと公務員である方の年金を考える場合にそういう年数を通算をして計算をするという措置をとつてあるわけでございまして、全然公務員でない方の年数だけで十二年とか十七年とか数えるようなことはかつてないわけでございます。そういうことでございまして、そういうことを考えると、恩給制度の中に入つてこれのものかどうか非常に無理な感じを抱くわけでございまさらには申し上げますと、先生方十分御存じのように、その前に広い意味の公務員である人たちがあるわけでございまして、たとえば雇傭員という方があるわけでございます。あるいは雇員の中には官吏待遇というものを与えられている方々もかつてたくさんあったわけでございまして、そういう方々を飛び越えてといいますか、表現は悪いかもしれませんけれども、広い意味の公務員でものの、その前に広い意味の公務員である人たちがあるわけでございまして、そういう方々が入つてくるということにかなり問題があるわけであるふうに思います。もつとも、そういう冷たい言い方ばかりではございませんで、私自身の気持ちの中には、しかし、たとえば軍人さん、兵隊さんと同じようにそういう面で苦労されただやないかという面も確かにありますけれども、そういうので、そういう方々に何らかの処遇をするということ 자체、私自身十分理解ができるわけでございまが、先ほど申しましたように、恩給という制度の目から見るとなかなかむずかしい問題がたくさんあるというふうに感じているわけでございます。

そこで、先ほども先生方からもお話をございましたけれども、恩給本来のものでなくとも、その外で何かないかというお話をございまして、そういう点についてはわれわれも恩給だけじゃなくて、あるいは共済の問題なり、あるいはもつと広い公的年金の問題なり、あるいは公的年金の問題以外のもつと別の問題かもしませんが、そういう広い意味でもう少し勉強させていただきたいという気がいたします。そういう意味で、基本的に大変むずかしいものですから、いつ今までというふうなことをこの場でお約束する自信はありませんけれども、私たちも誠心誠意あらゆる角度から勉強させていただきたく思っております。

○國務大臣(植木光教君) 先ほどもお答え申し上げましたが、日赤敷護員に対する待遇の方法とい

たしまして、恩給法をそのまま適用するということは大変困難なところがございます。また、他の徴用工でありますとか、従軍雇傭員というような人々との均衡を図るというような問題があるのでござります。しかしながら、この戦時に戦線に

おいていろいろ苦労をせられ、さらにまた、その後抑留もせられたというような方々に対して、国

が何らかの方策をすべきであるという基本的な認識は持つてゐるのでございます。したがいまし

て、ただいま恩給局の内部でいろいろ検討をして、たゞいまの有力な考え方として私どもに検討の時間を

だいま太田委員から御指摘がありました、特別の法律をつくることを考えてはどうかということも

いるわけでございまして、先ほども、そして、たゞいま太田委員から御指摘がありました、特別の

法律をつくることを考えてはどうかということも

いたしまして、たゞいまの有力な考え方として私どもに検討の時間を

お与えをいただきたいと思うのでございます。しばらく時間をおかしをいたさないと存じます。

○太田淳夫君 それでは、この従軍看護婦さんの

実情については、もうすでに掌握されているといふお話をいたされども、私も資料としてお出し願

うようにお話をいたされども、私は資料としてお出し願

うようになりますが、私はお伺いしておらぬいわ

けでございまして、これは先生御存じのように、

恩給審議会という、かつて権威ある方々によって構成された審議会がござりますけれども、その際

の答申の中にもこの問題に触れられておりまし

ますけれども加算というものはやつておらないわ

けでございまして、これは先生御存じのように、

恩給審議会という、かつて権威ある方々によつて

おりますので加算をいたしておらないわけでござります。

そういう加算をもしすればどのぐらいになるか

といふのは的確に把握しておりませんけれども、

その加算だけでは恐らく年金になるような長い期

間が加算されると思われませんので、適用者がふ

ることはほとんどなかろうというふうに思つて

おります。

○太田淳夫君 それでは、この日赤看護婦さん

の実態については把握されていますか。

○政府委員(菅野弘夫君) いまお話しのようなこ

とに付けてお話をいたしましたが、まだ

婦の方が総数で約三万人みえて、そのうち死亡者

約千五百名と、こう言われていますけれども、そ

の実態については把握されています。

○太田淳夫君 それでは、日赤看護婦さん

の実態については把握されています。

周知され、そしてまた支給を受けておられるというのが現状でございます。

○岩間正男君 それじゃ具体的にお聞きしますが、昨年十一月の法改正によりまして、一時恩給の受給者が三年以上七年未満の兵にまで拡大されることになった。恩給局はこれらの申請が都道府県の窓口にどのくらい来ているか、この実態をつかんでおられますか。

○政府委員(菅野弘夫君) 恩給局の場合には、恩給の裁定をするところでございまして、その進達は都道府県及び各省庁、それから、軍人さんで申しますと都道府県と厚生省を経由しているわけでございますので、その実態につきましては厚生省の方から御説明を願う方がより正確であろうと思ひます。

○岩間正男君 私は総務長官にお聞きしているんです、恩給法の法の執行責任者として。これは非常に重要なことです。それはもう援護局の方に聞いたら、府県のことはそれはまた聞きますけれども、しかしこの法案そのものの責任を持つのは、これは最高の責任者はもう総務長官なんです。総務長官が知っているか知らないかということは、非常にこれはこの問題を解決するに重要なんです。だから援護局の方にやらしているからその方で聞いてくれというようなことでは、これは全く話にならぬ。

○国務大臣(植木光教君) ただいま一つの例として旧軍人の一時恩給についてのお話がございまして、昭和四十六年以来逐次支給要件を緩和いたしました下士官以上に対するものと、昨年の兵に対する改善措置、この二つの点について申し上げますと、昭和四十六年から昭和五十一年の三月末まで約十万八千件の進達を受けておりまして、このうち十万三千件を処理をいたしております。五十一年度当初の手持ち件数は約五千件でございまして、これは昨年の改正法による請求でござります。本年二・三月に進達を受けたものでござります。今後もこの進達の増加が見込まれておりますが、恩給局では一ヶ月以内に処理をするよう努力

をしているところであります。

○岩間正男君 その数は報告を受けていないのでですか。これは援護局の方で昨年の十一月からとしの三月までのどのくらいですか、数だけ言ってください。簡単でいいですよ、時間がないから簡単に。

○説明員(横溝幸四郎君) 兵の一時恩給の五十年受け付けは約一万三千でございまして、そのうちの約二万三百を恩給局に進達できております。われわれとしては全く不十分なものだと思います。しかし、それでもまあやられるということについては、これはそれだけの評価をしているわけです。これを完全実施するかどうかということ、その気があるのかどうか、これが非常に重要なだと思う。

○政府委員(菅野弘夫君) 一時恩給の、特に兵に対する一時恩給の該当者は約数十万というふうに思つておられますか。

○岩間正男君 数十万とも五十万とも聞いているわけですね。そしてそれから最も関心の深い――まあ法が施行された、そしてそれから四ヶ月ですか、それを見ますといふとまあ一万、こういうこととなんですね。これは後でなお詳しく聞きますけれども、都道府県の実際取り扱っている様子ですね。援護局の方でこれを統括しておられるんだと思ひますけれども、非常に遅々としているというふうに思ひますけれども、非常に遅々としているといふ実態がこれは出ているわけです。実はその資料もこれはもらつてあるわけです。その資料によりましても、こういうことは大変なことになるんじやないか、こういうふうに思ひます。

そこで、私、お聞きしたいんですねけれども、法律というのは、施行されたらもうだらだらと五年も十年もかかるてこれは実施されるんじゃ効果が薄い。ことにいまは御承知のように深刻なインフレの高進時代です。そうすると五年後にもらったんじゃ同じ三万、二万という金でありますけれども、その金はもう半額になる。三分の一になるとしない。これじゃ法の公平というのとは期しがたい。したがつて、この法が出たら、それをできるだけ短期間に完全実施すると、そういう体勢をとるのは当然法執行者の私は責任だと思うんです。そういう点についての総務長官の御見解はどうなのか。これに対する現状というものを把握して、これを一体改善するお考えがありますかどうですか、お聞きしたい。

○国務大臣(植木光教君) 私の方では先ほど申し上げましたように、この法改正が行わされました場合、いろいろな機関を通じて周知徹底を図つています。これがそれだけの評価をしておられますか。この該当者をどのくらいにつかんでおられますか。

○政府委員(菅野弘夫君) 一時恩給の、特に兵に対する一時恩給の該当者は約数十万といふふうに思つておられますか。

○岩間正男君 一時恩給、これをずっと見てみると、確かに話のよう一挙に進達が行われていると、その気があるのかどうか、これが非常に重要なことです。だから援護局の方にやらしているからその方で聞いてくれというようなことでは、これは全く話にならぬ。

○国務大臣(植木光教君) ただいま一つの例とし

て、本当にやはり国民の要求に沿うそういう方向にこれは改善する必要があるということを私は申しあげたい。そういうお考えがありますか、あるいは検討されますか。そして検討したものについて当委員会に報告してほしいと思うんですが、いかがですか。

○政府委員(菅野弘夫君) 先生御指摘の点はいろいろあると思いますけれども、法律ができたなら

ばかり、あるいは政府刊行物なり、あるいはラジオ、テレビあるいは新聞等を通じての広報もいたしますし、都道府県あるいは厚生省にもお願いをして、先ほど総務長官が御答弁申し上げましたよ

うに、いろいろな機会を通じまして都道府県との会合なり、あるいは政府刊行物なり、あるいはラジオ、テレビあるいは新聞等を通じての広報もいた

りますし、先生が言われた恩給受給者の声を聞く、あるいは先生が言われた恩給受給者の声を聞く、あるい

は団体の声を聞くのをもつと設けるべきじゃない

かというのもまさにごもっともなことでございまして、私たちも地方に出ましてブロック会議等

を、あるいは法の改正の説明会をいたしますとき

には各都道府県の方々ともお話をしますし、その

場合に、その県等における受給者の方で、直接御

相談等がありますときには相談会という形のもの

を持つておるわけでございます。また恩給局の、

東京にあります局の中にも面談室というのを設け

ておりますと同時に、當時数人の職員がこれに携わって

おりまして、毎日いらっしゃる方あるいは電話で

照会される方が非常な数になつております。まあそういう点でやつておるつもりでございますが、先生御指摘のように、まだ十分でない点についてさらなる努力をいたしたいと思います。

○岩間正男君 まあ御努力の点はわかります。い

まの御説明聞いていろいろ、もう十分やられてる
ように思いますけれども、實際は対象者はそう考
えていない。何だか冷たいし、あそこに近づきが
たい。本当に実情をつかんで血の通った政治をや
つてくれてはいるのかどうか。こういうことになる
というと、これはアンケートをとつてどんなさ
い、はつきりしている。こういう点で、私は行政
の民主化というのはこれは单なるかけ声じゃなく
て、本当に血の通ったものにできる事ができるの
かどうか、これがいま問われている。ことにこ
れは総務長官お若いですからね。こういう点に
ついて、これは率先して改善されるべきだという
ふうに思う。こういう点はいかがですか。これは
簡単でいいんですよ。決意というのは簡単に、や
るかやらぬか聞いてる。そうでない、やらない
ときはとても長い。これは三木総理がその代表で
ありますから、そういうことのないようになります。
○國務大臣(植木光教君) ただいま恩給局でも努
力をしているところでございますが、さらに層々
層誠意と熱意を持って努力を続けていきたいと存
じます。
○岩間正男君 さて、まあ數十万の対象者があ
る。数十万と言ひ五十万と言いますね。その対象
者があるうちに五十年度にはどれだけの予算が計
上されたのですか、何名当での予算が計上されて
おるのでですか。
○政府委員(菅野弘夫君) 二万名でございます。
これは過去の実績から申しまして、大体初年度は
3%ぐらい出てくるのが通常でございますので、
そういう意味において二万名といたしたわけでござ
ります。
○岩間正男君 五十一年度はいかがですか。
○政府委員(菅野弘夫君) 五十一年度は約七万の
予算措置を講じてあるところでございます。
○岩間正男君 これは何ですか、処理する。そ
ういう体制が十分でないということですか。これで
やるというと、これは法が施行されてからまあ一
年半になるわけですが、十万しか予定していない
のですね。その十万も、これは初年度の分なんか

は半分も消化ができない。これはやるために一体やっているのか、本当にこの対象者に、全面的にもう全部把握して、とにかくこの法で決められたものを一〇〇%やっぱり実施するんだという気魄がなければなりません。ところが、まあ何年かやっているうちにちよろちよろ来るんだろうと、そいつを何とか扱っていい。その中に亡くなる方も出てくるわけです。しかも非常に低い。兵が一番犠牲をこうむつているのに兵が一番低い。もう三万、二万というふうな一体一時恩給というものは私はあり得ないんだと思うのです。しかし、それもまあとにかくやつたということなんです。額はこれは改善されなくちゃならぬと思うのですけれども。それにしても本当にこれ実際やるのがどうか。私は少なくとも、ことにもうこんなに経済変動の激しい時代には、一年ぐらいで実施するのだという、これぐらいの激しい気魄がなければ、これは本当はただかけ声だけで終わるのじゃないかと思うのです。これは総務長官いなかがですか、これは政治的な判断なんですね、どうなんですね。

○岩間正男君 とにかく數十万と推定して始めたんでしよう。その數十万を把握して、そうしてその法の改正のやつぱり恩典に浴する、まあ非常に少ない恩典でありますけれども、これに沿させるための全努力をするかしないかと、いうところね、ここに行政の改革が求められているんですよ。従来のやり方で、結局恩給というのは、これは恩恵的にやるんだという考え方が抜けないんじやないか、一つは。もう一つは、本当にこれができるような体制をとつてないんじゃないか、具体的には体制がとれない。事務をやるところのこれを調べてみると、はつきりしているんです。そういう態勢の中では、どんなに言つたって、あなたといまの、もう本当にこれはできるだけやるつもりでありますと、ここで本当に熱意を持つてやると言つたって、七万件、仮に七万件全部やつたって、何年かかります。五十万として七年かかるじゃないですか。七年後には、一體物価変動はどうなります。貨幣価値はどうなります。大体考えてみたって、こんなのは行政能力になりますか。まあ私は言葉きつく言つていますけれども、この辺はやはり考えてほしい。恩給というのは日陰の問題にされちゃ困る。やっぱり社会保障、名前は恩給ということになつていていますが、これはもう本当に前の時代のある意味では残つた言葉なんですね。これは恩給でない。これは社会保障ですからね、実際内容は。そういう点から考へれば、少なくともこの問題を七万件しか組まなかつたと、そうして法を執行して一〇〇%やるんだという覚悟があるのかどうか、もう一つは、それをやるに足るだけの本当に体制をとつているのかどうか、この二つになつてしまふ。だから一つは、本当にやはりこの条件が今日これは長官に問われている。長官どうです、少なくとも今年の一年ぐらいでやるんだという決意ね。こういうのでは来年から飛躍的にこれは変えなきやならぬ。私の言うことは無理で

○國務大臣（植木光教君） 五十一年度は約七万件を予定していると申しておりますが、これは七万件に私どもは限定しているわけではございませんで、さらに進達が多くなりましたならば、それに適宜対応してまいります。私どもの予想といたましてもは、過去の例に加うるに熱意を持ってこれに取り組みまして、五十二年度、すなわち三年度目には山を越すというふうに考えておりますし、またそうでなければならない。そのうち特に今年度は進達件数を多く受理し、そして認定をしていかなければならぬと考えております。

○岩間正男君・これはやっぱり若い長官のですね、本当に政治の改革、新しい行政の民主化ということは、これは国民の大きな要求になつてゐるですから、これにこだえるお言葉としては、やっぱり言葉はあるけれども実践があるのかどうか、ちょっと私は十分納得しかねるんですけどね。二つの問題についてお聞きします。一つは、援護局の一体府県段階において施行している実態、どうなのか、こういうことでやれるのかどうか。もう一つは、PRの問題、この二つの問題について私はお聞きしたい。

そこでお聞きしたいのですけれども、これは局长まだ見えませんか。——今度のあなたたちの出してくれた資料ですね、この資料を見たのですけれども、非常にこれは少ないんじゃないですか、それにもう一つ。どうですか、あなたたちの出した資料、これはどうですか。

○説明員（横溝幸四郎君） 請求が少ないのではないかと、こういう御質問だと思いますが、昭和五十年度におきます一時恩給、これの各都道府県における処理状況を御説明いたしたいと思います。

○岩間正男君 簡単にやつてください、時間がないですから。もう内容をつかめればいいので

○説明員（横溝幸四郎君） 四十九年末に二千八百件、五十年度に八万六千件受付けまして、この間に進達返戻をいたしましたのが三万八千、五十年の末に五万というものを現在持っているわけでござ

○岩間正男君 これは五月末はまだ無理でしよう
が、四月末はこれは入っていますか。
○説明員(横溝幸四郎君) 三月の末までしか統計
がそろっておりません。

これは実際は電話をかけて聞いたんです、都道府県に。これとすいぶん違う。非常に少ないですよ。

だから、こういう点から言うと、これはどういうことになつてゐるのかな。あなたたちどういうふ

うにして、これは報告を求めるというのですか。

は、県の方に相当量があるはずであると、それにかかるうえ先ほど、私どもの方からの統計では半

かがれりて分別と、和とちの万がらの絶語では非常に数が少ないと、その点はどう判断するかと、

こうしたことなどと思ひますが、先生の御指摘をございまして、数県につきまして調べましたところ、いよいよ開港場として横濱が選ばれました。

う、私どもが調べました時点におきましては、報告どおり非常に手持ちは少なかつたわけでござい

ますが、先ほど申しました兵の一恩がことしの二月、三月になりまして急上昇をしていると、こう

いうような関係と、それからそのためにまだ受け付けが十分にできていなかつたもの、こういうも

のがあるために、若干の統計上の差が出てきてはいるが、こういうふうに判断しております。

○岩間正男君 この数字は、これは急速に押さえ
てもらえますかな。あさって恩給法あるいは採決

になるかもしれません、それまでにもらいますか。四月末でいいですよ。これは都道府県へ電話

かければ新しいやつ出ますね。それぐらいの努力はしてもらえますか。

○説明員(横溝幸四郎君) 実はゆうべとけさにかけまして、先生御宿の郡道守県で電話をかけこ

しかし、先づ御用刑の者近所に警説をかいた
わけでござりますが、たとえば当初私どもの方に
ヨコらるゝは二、三一件ヨリハノ寺つてはな

と、こう言つたにかかわらず、二千件あるいは三
せ口あるいは三十件くらいしか持っていない

三千件あると。この二千件、三千件はすぐ送れる状態か、審査に入る状態か、こういうふうに尋ねましたところ、まだ受け付けの段階に入れないとでございますので、早急な整備は県としては困難なものと、こういうふうに思っております。しかしながら、いずれにしましても、私どもがいただからなくてはならない書類でございますので、速やかに整備して進達させるように努力したいとは思っております。

○岩間正男君 中間報告でもいいんです。だから電話をかけて、それを数、出してくれたっていいんですよ。あさってまでならできるはずだ、そのぐらい。われわれだってすぐできますよ。だから、そういう努力はやっぱりしなければ、いままでの決まつた答弁じゃ満足できません。あさってまでできるでしょう。各県に電話かけなさい、いまからかけたって間に合うでしょう。どれぐらい一体申請があるか、それをつかまなきやいけない。とにかくそういう点ですいぶんこれは食い違うんです、私たちの当たった数字と。たとえば、北海道を見ますというと、北海道は、この統計によりますと八千五百九十四件、それが年間しかも処理数がその中で三千三百八十四件、こういうことになっています。ところが、われわれが調べたのでは約一万余件ということです。そうして恩給係を見ますと、これは七名、そのうち一時恩給専任の人が一人半、一ヶ月の処理件数が百件、処理見込みが恩給係長の話ではどうしても十年ぐらいこれじゃかかる、こう言うのです。それからこれは青森、青森は二千件、われわれが調べた當時では、それから一ヶ月の処理件数はやっぱり百件、処理見込みはこれでいくというと、これだけでも二、三年かかる。それから岩手、これは三千九百四十一件、それで四名いますけれども、実際は非常勤の人が二名、臨時の人気が二名というかつこうです。それから一ヶ月の処理件数がやっぱり百件、四人

で分担して処理しているがなかなか進まない。それから、係の人は三年計画で処理しようと思つてゐるけれども、なかなかそういう体制をつくるのは困難だということ、秋田も二千件、これでいくと三年から四年かかる。山形も四千件、これは三年から四年かかる。宮城もこれは三千件、福島、これは七千件、これはあと五、六年かかる。

こういう中で、非常にやつぱり大きな問題になつてきますのは人が少ないとことです。事務処理をするに事務者が非常に少ないということです。これはどういうふうになりますか。これらの事務費というのは、これは援護局から出ることになる——総理府の予算ですか。

○説明員（横溝幸四郎君） 恩給の進達事務についてましては、私どもの方から各県に交付金というようなものを交付しておりますし、私どもが委託費として各県に交付しました金額は四千六百七十二万円余りでございます。

○岩間正男君 これは何年度、五十年度ですか。

○説明員（横溝幸四郎君） はい。

○岩間正男君 四千六百七十二万というと、どうですか長官、これは一県当たり百万ですよ、平均して。百万だつたら人件費で一人雇えますか。人件費は含んでいなくて通信費とか、あるいは何か事務資材を買うとか、そういう金なんでしょうね、そうなんですね。人件費はどこで賄うんですか。

○説明員（横溝幸四郎君） 先ほど申しました四千六百七十二万円は、先生おっしゃるとおりの通信事務費とか、旅費とかということのほかに、若干でございますが、臨時職員のための費用が入ってございます。

○岩間正男君 若干つてどのぐらいですか。百万の残高、若干つてどのぐらい。全くこれでは一杯飲めない、話にならない、冗談じゃないですよ、あなた。総務長官、ここに問題があるのです。これは少なくとも五倍か六倍にふやさなければダメじゃないですか、どうですか。いまの人員を五、六倍にしなければさつきの法の精神からいってだめです。私は見たが、さつきの援護局の出した資

料によりましても、われわれ計算してみますといふと、北海道だとたとえば六年半かかる。岩手は四年、栃木は四年半、群馬は六年、埼玉は九年、それから愛知は十一年、福井は七年半、大阪は九年半、鹿児島は四年、こういうような数字が出てくるのです。これは一例です。こんなことをやつていたら実際法案というものは死んでしまう。全く名目だけだ。本当に宣伝するだけになってしまつて中身のないものになる。非常に少ない、本当にスズメの涙のような一時金であります。それでもやろうという善意が、実は途中で雲消霧散してしまう、こういうような体制になつてることは明らかです。私はくどくど申し上げる必要はない。したがつて、少なくともこれは一年でやるのだというような決意があれば、いまの四千六百万でしよう。四千六百万の五倍にしたら何ぼですか。

二、三億の金があつたら事務費が相当潤つてくれる。さらに、人件費をそれで何していくべきの一年半とか、二人の事務担当者を五、六人、少なくとも十人近くにふやしていく。アルバイトを入れる。そういう体制はできるんじゃないですか。私は具体的な数字を挙げて長官にお話をしているわけです。どうでしようか。

外十九名

紹介議員 鳩崎 均君

二、寒冷地手当の定額分を改定すること。

1 羽咋市、羽咋郡押水町、志雄町、志賀町、富来町、七尾市、鹿島郡鹿西町、鳥屋町、田鶴浜町、中島町、能登島町の寒冷地手当の級地を、現行二級地から三級地に引き上げること。

2 鹿島郡鹿島町の寒冷地手当の級地を、現行二級地から四級地に引き上げること。

3 江沼郡山中町、石川郡鶴来町、鳳至郡柳田村、珠洲市の寒冷地手当の級地を、現行三級地から四級地に引き上げること。

4 石川郡吉野谷村、鳥越村、河内村の寒冷地手当の級地を現行四級地から五級地に引き上げること。

三、支給基準日以降の世帯区分変動職員に対する追給措置を講ずること。

四、内地加算額の引き上げ及び支給級地の拡大を図ること。

二月十三日本委員会に左の案件を付託された。

一、群馬県伊香保町の寒冷地手当改善に関する請願(第一九〇号)

一、元陸軍看護婦の恩給に関する請願(第一九二号)
一、遺族年金(恩給)の改善に関する請願(第一九三号)

第一〇九号 昭和五十一年一月三十日受付

群馬県伊香保町の寒冷地手当改善に関する請願
請願者 群馬県北群馬郡伊香保町大字伊香

紹介議員 木暮実

紹介議員 高橋 邦雄君

群馬県北群馬郡伊香保町の寒冷地手当級地は一級地であるが、本町は、極めて寒冷度の厳しい土地であり、県内の他市町村の級地区分と比較して非

常に矛盾するので、三級地に引き上げられたい。

(資料添付)

第一九二号 昭和五十一年二月四日受理

元陸軍看護婦の恩給に関する請願

請願者 静岡県天竜市二俣町二俣一、五九

五ノ二 南篠しま

紹介議員 山本茂一郎君

従軍元陸軍看護婦の老後を恩給により保障し、せめで下士官と同様に取り扱われたい。

理由

軍人にだけ恩給がついて、太平洋戦争中国のために献身した従軍看護婦の戦地勤務が一切認められないのは法律的に不平等であり、軍服と白衣に差別をつけることには承服できない。

第一九三号 昭和五十一年二月四日受理

遺族年金(恩給)の改善に関する請願

請願者 熊本市水前寺六ノ一八ノ一県厅内熊本県退職者連盟内 益田幸輔

外七十四名

紹介議員 寺本 広作君

遺族年金(恩給)、扶助料の支給率を八十パーセントに引き上げられたい。

理由

今日の高物価の下では、一般的の恩給、年金受給者でさえ生活の困窮を訴えており、その半額に受給額が抑えられている私たちは遺族の生活は、更に困窮を極めている。

第一九三号 昭和五十一年二月四日受理

二月十六日本委員会に左の案件を付託された。

一、中小企業省設置法案(峯山昭範君外一名発議)

紹介議員 木暮実

紹介議員 高橋 邦雄君

群馬県伊香保町の寒冷地手当級地は一級地であるが、本町は、極めて寒冷度の厳しい土地であり、県内の他市町村の級地区分と比較して非

団及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

第二条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第三条第二項の規定に基づいて、中小企業省を設置する。

第三条 中小企業省は、中小企業の振興及びその従事者の経済的社会的地位の向上を図り、経済社会の均衡ある発展に寄与するため、中小企業の育成及び発展に関する行政を総合的に推進することをその主たる任務とする。

(所掌事務及び権限)

第四条 中小企業省の所掌事務の範囲は、次のとおりとし、その権限の行使は、その範囲内で法律法規に基づく命令を含むに従つてなされなければならない。

一 中小企業の育成及び発展を図るための基本となる政策及び計画を決定し、及び推進すること。

二 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第一百八十一号)の施行に関する事務を処理すること。

三 中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十二年法律第百八十五号)の施行に関する事務を処理すること。

四 中小企業振興事業団を監督すること。

五 中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第六十号)による中小企業退職金共済事業にに関する事務を行なうこと。

六 中小企業の従事者の福祉の増進を図ること。

七 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和四十一年法律第九十七号)の施行に関する事務を処理すること。

八 中小企業者の事業分野に参入する大企業者の事業活動の調整に関する法律(昭和五十一

年法律第一号)の施行に関する事務を処理すること。

九 第二号に掲げるもののほか、中小企業者の事業分野の確保に関する事務を行うこと。

十 中小企業近代化促進法(昭和三十八年法律第六十四号)の施行に関する事務を処理すること。

十一 下請中小企業振興会(昭和四十五年法律第一百四十五号)の施行に関する事務を処理すること。

十二 中小企業特惠対策臨時措置法(昭和四十六年法律第三十八号)の施行に関する事務を処理すること。

十三 國際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律(昭和四十六年法律第百二十四号)の施行に関する事務を処理すること。

十四 中小企業指導法(昭和三十八年法律第一百四十七号)の施行に関する事務を処理すること。

十五 中小企業者の依頼に応じ、その経営状況の調査及び診断並びにこれらに基づく必要な奨告を行うこと。

十六 中小企業に有益な技術及び経営方法等の奨励及び指導を行うこと。

十七 中小企業に係る製品又はその製法等を展示紹介すること。

十八 中小企業の生産に係る特產品の品質の維持及び改善、需要の開拓等のための指導及び助成を行うこと。

十九 中小企業に係る製品の輸出の奨励及び指導を行うこと。

二十 中小企業に係る製品の輸出の増大を図るために海外市場の調査及び開拓並びに普及宣伝の指導及び助成を行うこと。

二十一 中小企業に対する資金の融通をあつせんすること。

二十二 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の施行に関する事務を処理すること。

二十三 中小企業省設置法(昭和五一年五月一日)の施行に関する事務を処理すること。

二十四 中小企業省設置法(昭和五一年五月一日)の施行に関する事務を処理すること。

二十五 中小企業省設置法(昭和五一年五月一日)の施行に関する事務を処理すること。

二十六 中小企業省設置法(昭和五一年五月一日)の施行に関する事務を処理すること。

二十七 中小企業省設置法(昭和五一年五月一日)の施行に関する事務を処理すること。

二十八 中小企業省設置法(昭和五一年五月一日)の施行に関する事務を処理すること。

二十九 中小企業省設置法(昭和五一年五月一日)の施行に関する事務を処理すること。

三十 中小企業省設置法(昭和五一年五月一日)の施行に関する事務を処理すること。

三十一 中小企業省設置法(昭和五一年五月一日)の施行に関する事務を処理すること。

理すること。

二十三 信用保証協会法（昭和二十八年法律第百九十六号）の施行に関する事務を処理すること。

二十四 中小企業投資育成株式会社を監督すること。

二十五 商工組合中央金庫を監督すること。

二十六 中小企業金融公庫を監督すること。

二十七 中小企業信用保険公庫を監督すること。

二十八 商工会の組織等に関する法律（昭和三十五年法律第八十九号）の施行に関する事務を処理すること。

二十九 中小企業近代化資金等助成法（昭和三十一年法律第二百五十五号）の施行に関する事務を処理すること。

三十 小規模企業共済法（昭和四十年法律第二号）の施行に関する事務を処理すること。

三十一 小売商業調整特別措置法（昭和三十四年法律第二百五十五号）の施行に関する事務を処理すること。

三十二 商店街振興組合法（昭和三十七年法律第二百四十一号）の施行に関する事務を処理すること。

三十三 中小売商業振興法（昭和四十八年法律第二百一号）の施行に関する事務を処理すること。

三十四 小規模事業者生産安定資金金融通特別措置法（昭和五十一年法律第二号）の施行に関する事務を処理すること。

三十五 国民金融公庫に関する事務を行うこと。

三十六 小売業を行う中小企業者相互間の競争の調整に関する事務を行うこと。

三十七 中小企業の経営に関する相談、中小企業に関する行政に関する苦情等につき必要な処理をし、又はそのあつせんをすること。

三十八 中小企業の育成及び発展並びにその経営の向上に必要な事項についての情報の収集（企画局の事務）

集、整理及び分析を行い、その結果を提供すること。

三十九 中小企業に対する金融制度、税制その他中小企業に関する経済問題に関し、調査研究すること。

四十 中小企業省の所管行政に関する広報を行ふこと。

二十一、部内人事、会計及び庶務に関する事務を処理し、並びに職員に貸与する宿舎その他職員の厚生及び保健のために必要な施設を設け、かつこれを管理すること。

二十二、商工組合中央金庫を監督すること。

二十三、中小企業金融公庫を監督すること。

二十四、商工組合中央金庫を監督すること。

二十五、商工組合中央金庫を監督すること。

二十六、中小企業金融公庫を監督すること。

二十七、中小企業信用保険公庫を監督すること。

二十八、商工会の組織等に関する法律（昭和三十五年法律第八十九号）の施行に関する事務を処理すること。

二十九、中小企業近代化資金等助成法（昭和三十一年法律第二百五十五号）の施行に関する事務を処理すること。

三十、小規模企業共済法（昭和四十年法律第二号）の施行に関する事務を処理すること。

三十一、小売商業調整特別措置法（昭和三十四年法律第二百五十五号）の施行に関する事務を処理すること。

三十二、商店街振興組合法（昭和三十七年法律第二百四十一号）の施行に関する事務を処理すること。

三十三、中小売商業振興法（昭和四十八年法律第二百一号）の施行に関する事務を処理すること。

三十四、小規模事業者生産安定資金金融通特別措置法（昭和五十一年法律第二号）の施行に関する事務を処理すること。

三十五、国民金融公庫に関する事務を行うこと。

三十六、小売業を行う中小企業者相互間の競争の調整に関する事務を行うこと。

三十七、中小企業の経営に関する相談、中小企業に関する行政に関する苦情等につき必要な処理をし、又はそのあつせんをすること。

三十八、中小企業の育成及び発展並びにその経営の向上に必要な事項についての情報の収集（企画局の事務）

事務（安定事業、合理化事業及び特殊契約に関するものに限る。）並びに同項第四号から第十三号までに掲げる事務をつかさどる。

（指導局の事務）

第八条 指導局においては、第四条第一項第二号及び第三号に掲げる事務（企画局の所掌に属するものを除く。）、同項第十四号から第十六号までに掲げる事務（企画局の所掌に属するものを除く。）並びに同項第十七号から第二十号までに掲げる事務をつかさどる。

（金融局の事務）

四十一 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき中小企業省に属させられた事務を行うこと。

四十二 中小企業大臣は、中小企業の育成及び発展を図るために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出若しくは説明を求め、又は意見述べることができる。

（内部部局）

四十三 第五条 中小企業省に、大臣官房及び次の四局を置く。

（内部部局）

四十四 第十条 小規模企業局においては、第四条第一項第一号及び第三十七号に掲げる事務（中小売業）

（小規模企業局の事務）

四十五 第十二条 中小企業省に、地方支分部局として、中小企業局を置く。

（地方支分部局）

四十六 第十三条 中小企業局は、中小企業省の所掌事務の一部を分掌する。

（中小企業局の名称、位置等）

四十七 第十四条 次の表の上欄に掲げる機関は、中小企

名 称	位 置	管轄 区 域
北海道中小企業局	札幌市	北海道
東北中小企業局	仙台市	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
中部中小企業局	東京都	東京都、茨城県、群馬県、栃木県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、新潟県、長野県、静岡県
関東中小企業局	名古屋市	岐阜県、愛知県、三重県、富山県、石川県
近畿中小企業局	大阪市	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、福井県
中国中小企業局	広島市	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国中小企業局	高松市	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州中小企業局	福岡市	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

業及び中小サービス業並びにこれら以外の小規模企業に関するものに限る。）並びに同項第十四号から第十六号までに掲げる事務（中小売業及び中小サービス業に関するものに限る。）並びに同項第二十八号から第三十六号までに掲げる事務をつかさどる。

（特別な職）

第六十条 大臣官房は、命を受けて、大臣官房の事務を掌理する。

（大臣官房の事務）

第六十一条 大臣官房に、官房長を置く。

（大臣官房の事務）

第六十二条 中小企業省に、地方支分部局として、中小企業局を置く。

（地方支分部局）

第六十三条 中小企業局は、中小企業省の所掌事務の一部を分掌する。

（中小企業局の名称、位置等）

第六十四条 次の表の上欄に掲げる機関は、中小企

業省の附屬機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載するとおりとする。

（附屬機関）

る旧軍人（以下「旧軍人」という。）を除く。）若しくは公務員に準ずる者（法律第百五十五号附則第十条第一項に規定する旧準軍人（以下「旧準軍人」という。）を除く。）又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、昭和五十一年七月分以降、その年額を、その年額の計算の基礎となつている俸給年額（恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十年法律第七十号）附則第二条第二項に該当した普通恩給又は扶助料にあつては、昭和五十年七月三十一日において受けたいた恩給の年額の計算の基礎となつている俸給年額に一・二九三を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。）にそれぞれ対応する附則別表の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法（改正後の法律第百五十五号附則その他恩給に関する法令を含む。以下同じ。）の規定によつて算出して得た年額（その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。）に改定する。

第六条 傷病年金については、昭和五十一年七月分以降、その年額（妻に係る加給の年額を除く。）を、改正後の法律第百五十五号附則別表第五の年額に改定する。

第七条 特例傷病恩給については、昭和五十一年七月分以降、その年額（恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第八十一号）附則第十三条第三項及び第四項の規定による加給の年額を除く。）を、改正後の同法附則第十三条第二項に規定する年額に改定する。

第八条 妻に係る年額の加給をされた増加恩給、傷病年金又は特例傷病恩給については、昭和五十一年七月分以降、その加給の年額を、七万二千円に改定する。

扶養家族に係る年額の加給をされた増加恩給又は特例傷病恩給については、昭和五十一年七月分以降、その加給の年額を、扶養家族のうち二人までについては一人につき二万四千円（増加恩給又は特例傷病恩給を受ける者に妻がないときは、そのうち一人については四万八千円）、その他の扶養家族については一人につき四千八百円として算出して得た年額に改定する。

第九条 扶養遺族に係る年額の加給をされた扶助料については、昭和五十一年七月分以降、その加給の年額を、扶養遺族のうち二人までについては一人につき二万四千円、その他の扶養遺族については一人につき四千八百円として算出して得た年額に改定する。

（旧軍人等の恩給年額の改定）

第十条 旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、昭和五十一年七月分以降、その年額を、改正後の法律第百五十五号附則別表第一の仮定俸給年額（法律第百五十五号附則別表第六の下欄に掲げる金額）を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第百五十五号附則別表第六の下欄に掲げる金額）を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法の規定によつて算出して得た年

(恩給法第七十三条等の改正に伴う経過措置)
第十一条 この法律の施行の際に夫以外の者が扶助料を受ける権利を有する場合には、その扶助料については、なお従前の例による。ただし、当該夫以外の者が扶助料を受ける権利を失つた後は、この限りでない。

2 改正後の恩給法第七十三条第一項の規定による扶助料は、この法律の施行の日(前項の場合にあつては、当該夫以外の者が扶助料を受ける権利を失つた日)前に改正前の恩給法第七十六条第二号の規定により扶助料を受ける資格を失つた夫には、給しないものとする。

3 改正後の恩給法の第七十三条第一項の規定により新たに扶助料を給されることとなる夫の当該扶助料の給与は、昭和五十一年七月(第一項ただし書の場合にあつては、当該夫以外の者が扶助料を受ける権利を失つた日の属する月の翌月)から始めるものとする。
(法律第百五十五号附則第二十二条の改正等に伴う経過措置)

第十二条 改正後の法律第百五十五号附則第二十二条第一項の規定により新たに傷病年金を給されることとなる者の当該傷病年金の給与は、昭和五十一年七月から始めるものとする。

第十三条 改正後の法律第百五十五号附則第四十三条の二第二項の政令指定職員としての在職年月数が普通恩給の基礎となるべき公務員としての在職年の計算において新たに加えられることとなる者に係る普通恩給又は扶助料については、昭和五十一年七月分以降、その年額を、改正後の恩給法の規定によつて算出して得た年額に改定する。

(扶助料の年額に係る加算の特例)

第十四条 恩給法第七十五条第一項第一号に規定する扶助料を受ける者が妻であつて、その妻があるときはこれを百円に切り上げるに改定する。

次の各号の一に該当する場合には、その年額に、当該各号に掲げる額を加えるものとする。

一 扶養遺族（恩給法第七十五条第三項に規定する扶養遺族をいう。以下同じ。）である子（十八歳以上二十歳未満の子にあつては不具魔疾である者に限る。次号において同じ。）が二人以上ある場合 六万円

二 扶養遺族である子が一人ある場合 三万六千円

三 六十歳以上である場合（前二号に該当する場合を除く。） 二万四千円

2 恩給法第七十五条第一項第二号若しくは第三号又は旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律（昭和三十一年法律第二百七十七号。以下「法律第二百七十七号」という。）第三条に規定する扶助料を受ける者については、その年額に二万四千円（扶養遺族が一人ある場合にあつては三万六千円、扶養遺族が二人以上ある場合にあつては六万円）を加えるものとする。ただし、扶助料の年額に当該金額を加えた額が次の各号に掲げる扶助料の区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる額に達しない場合における当該加える額は、当該各号に掲げる額からその者の扶助料の年額を控除した額とする。

一 恩給法第七十五条第一項第二号に規定する扶助料 六十万二千円

二 恩給法第七十五条第一項第三号又は法律第二百七十七号第三条に規定する扶助料 四十五万九千二百円

3 前二項の規定は、恩給年額の計算の基礎となつた俸給と都道府県（これに準ずるもの）を含む（）の退職年金に関する条例上の職員の俸給又は給料とが併給されていた者であつて、恩給年額の計算の基礎となつた俸給の額が、これらの併給された俸給又は給料の合算額の二分の一以下であつたものについては適用しない。

同一の公務員又は公務員に準ずる者の死亡により二以上の扶助料を併給することができる者に係る第一項又は第二項に規定する加算は、そ

の者の請求によりいずれか一の扶助料につき行うものとする。

第一項又は第二項の規定により新たに扶助料の年額に加算されることとなる者の当該加算は、昭和五十一年七月から始めるものとする。

(傷病者遺族特別年金)

第十五条 傷病年金又は特別項目から第一教症までの特例傷病恩給を受ける者が、当該傷病年金又は特例傷病恩給の給与事由である負傷又は疾病以外の事由により昭和二十九年四月一日以後死亡した場合においては、その者の遺族に対し、傷病者遺族特別年金を年金たる恩給として給するものとする。ただし、その遺族が当該死亡後恩給法に規定する扶助料を受ける権利又は資格を失うべき事由に該当した場合には、この限りでない。

3 2 傷病者遺族特別年金の年額は、十万円とする。

傷病者遺族特別年金は、当該死亡した者の死亡に関し、扶助料又は退職年金に関する恩給法以外の法令の規定により公務員又は公務員に準ずる者としての在職年を算入した期間に基づく

遺族年金を受けることができる者に対するは、

給しないものとする。

第一項の規定により新たに扶助料を定する場合を除くほか、恩給法第七十五条第一項第一号に規定する扶助料に関する同法第一章、第三章及び第四章の規定を準用する。

5 第一項の規定により新たに傷病者遺族特別年金を給されることとなる者の当該傷病者遺族特別年金の給与は、昭和五十一年七月から始めるものとする。

(職權改正)

第十六条 この法律の附則の規定による恩給年額の改定及び扶助料の年額に係る加算は、附則第十三条、第十四条第一項第一号及び第二号並びに同条第四項の規定によるものを除き、裁判所が受給者の請求を待たずに行う。

(多額所得による恩給停止についての経過措置) 第十七条 改正後の恩給法第五十八条ノ四の規定は、昭和五十一年六月三十日以前に給与事由の生じた普通恩給についても、適用する。

附則別表(附則第二条関係)

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額	仮 定 債 給 年 額
五二五、三〇〇円	五八五、七〇〇円
五四九、一〇〇円	六一二、二〇〇円
五七三、五〇〇円	六三九、五〇〇円
五九七、七〇〇円	六六六、四〇〇円
六二二、三〇〇円	六九三、九〇〇円
六三七、七〇〇円	一、四一七、五〇〇円
六五三、一〇〇円	一、四五五、二〇〇円
六七一、〇〇〇円	七二八、二〇〇円
六九六、三〇〇円	七七五、三〇〇円
七八八、三〇〇円	七九九、二〇〇円

七三八、六〇〇円	八二一、四〇〇円
七六三、四〇〇円	八四八、四〇〇円
七八八、三〇〇円	八七五、五〇〇円
八一五、六〇〇円	九〇五、三〇〇円
八四三、一〇〇円	九三五、三〇〇円
八七七、二〇〇円	九七二、七〇〇円
八九八、八〇〇円	九九六、五〇〇円
九二六、八〇〇円	一、〇二七、四〇〇円
九五三、九〇〇円	一、〇五七、三〇〇円
一、〇〇八、一〇〇円	一、一一七、〇〇〇円
一、〇二二、五〇〇円	一、一三二、九〇〇円
一、〇六四、一〇〇円	一、一七八、八〇〇円
一、一一九、四〇〇円	一、二三九、八〇〇円
一、一八〇、五〇〇円	一、三〇七、二〇〇円
一、二一、七〇〇円	一、三四一、六〇〇円
一、二四一、四〇〇円	一、三七四、四〇〇円
一、二八三、九〇〇円	一、四二一、二〇〇円
一、三〇八、九〇〇円	一、四四八、八〇〇円
一、三八一、六〇〇円	一、五二九、〇〇〇円
一、四一七、五〇〇円	一、五六八、六〇〇円
一、四五五、二〇〇円	一、六一〇、二〇〇円
一、五二七、七〇〇円	一、六九〇、二〇〇円
一、六〇一、〇〇〇円	一、七七一、〇〇〇円
一、六一九、九〇〇円	一、七九一、八〇〇円
一、六八〇、四〇〇円	一、八五八、六〇〇円
一、七六六、二〇〇円	一、九五三、二〇〇円
一、八五一、二〇〇円	二、〇四七〇〇〇円

一、九〇三、六〇〇円	二、一〇四、八〇〇円
一、九五四、八〇〇円	二、一六一、二〇〇円
一、〇五八、七〇〇円	二、二七五、八〇〇円
一、一六二、五〇〇円	二、三八七、九〇〇円
一、一八三、一〇〇円	二、四〇九、八〇〇円
一、二六五、八〇〇円	二、四九七、六〇〇円
一、三七〇、一〇〇円	二、六〇八、三〇〇円
一、四七四、一〇〇円	二、七一八、八〇〇円
一、五七七、四〇〇円	二、八二八、五〇〇円
一、六四二、三〇〇円	二、八九七、四〇〇円
一、七一、九〇〇円	二、九七一、三〇〇円
一、八四五、六〇〇円	三、一一三、三〇〇円
一、九八〇、九〇〇円	三、二五七、〇〇〇円
一、〇四九、〇〇〇円	三、三二九、三〇〇円
一、一一四、八〇〇円	三、三九七、八〇〇円
一、二四九、二〇〇円	三、五三七、九〇〇円
一、三一〇、四〇〇円	三、六〇一、六〇〇円
一、三八三、五〇〇円	三、六七五、五〇〇円
一、五一七、三〇〇円	三、八〇九、三〇〇円
一、六六三、八〇〇円	三、九五五、八〇〇円
一、七三九、一〇〇円	四、〇三一、一〇〇円
一、八一〇、三〇〇円	四、一〇二、三〇〇円
一、八八五、〇〇〇円	四、一七七、〇〇〇円
一、九五七、三〇〇円	四、二四九、三〇〇円
一、一〇三、二〇〇円	四、三九五、二〇〇円
一、二四九、三〇〇円	四、五四一、三〇〇円
一、三二一、六〇〇円	四、六一三、六〇〇円

三月五日本委員会に左の案件を付託された。

一、教護看護婦に対する恩給法適用に関する請願

(第三六三号) (第三六八号) (第三七〇号)

(第三七九号) (第三八一号) (第四一七号) (第

四二〇号) (第四六五号) (第四七〇号) (第五〇

九号) (第五六二号)

一、金鷲勲章叙賜者に対する待遇に関する請願

(第三六六号) (第四五三号) (第四五四号) (第

四五五号) (第五〇六号)

一、今上陛下御在位満五十年奉祝国民大会開催

に關する請願(第三六九号)

一、元陸軍看護婦の恩給に関する請願(第三七

二号)

一、旧軍人の恩給改善に関する請願(第三八三

号) (第四一八号) (第四五六号) (第四五七号)

(第五〇五号) (第五六一号)

一、恩給法の改正に関する請願(第五五九号)

一、靖国神社國家護持に関する請願(第五六〇

号)

第三六三号 昭和五十一年二月二十日受理
教護看護婦に対する恩給法適用に関する請願
請願者 川崎市川崎区榎木町三ノ一ノ五一
一 岡松八千代外六名

紹介議員 峯山 昭範君

この請願の趣旨は、第三四三号と同じである。

第三六八号

昭和五十一年二月二十一日受理
教護看護婦に対する恩給法適用に関する請願

請願者 東京都世田谷区北沢四ノ三五三
民憲外二百三十名

紹介議員 塩見 浩二君

この請願の趣旨は、第三四三号と同じである。

第三七〇号

昭和五十一年二月二十一日受理
教護看護婦に対する恩給法適用に関する請願

請願者 大阪府八尾市寶振町一ノ四六
保フサ子外十名

紹介議員 上田 哲君

この請願の趣旨は、第三四三号と同じである。

第三七九号

昭和五十一年二月二十一日受理
教護看護婦に対する恩給法適用に関する請願

請願者 香川県高松市宮脇町一ノ四ノ一六
安芸すみ子外三十五名

紹介議員 岡田 広君

この請願の趣旨は、第三四三号と同じである。

四、三九五、六〇〇円

四、六八七、六〇〇円

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額がこの表に記載された額に合致しないものについては、その額の直近上位の俸給年額に対応する仮定俸給年額による。ただし、恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が五二五、三〇〇円未満の場合においてはその年額に一・一五を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる)を、恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が四、三九五、六〇〇円を超える場合においてはその年額に二九二、〇〇〇円を加えた額を、それぞれ仮定俸給年額とする。

恩給法の改正に関する請願

請願者 岡山市藤原光町二ノ五ノ一 高木 渡

紹介議員 加藤 武徳君

恩給法における恩給金額算定年数最高四十年の制限規定を早急に撤廃されたい。

理由

私は昭和三十七年十月退職(法務事務官)し、勤務年数は三十九年七箇月であるが、旧朝鮮総督府警察官として鮮満国境警備に従事していた關係で、加算年数を合計すると五十五年間にもなるのに、恩給法の規定により四十年を上回る十五年間が切り捨てられている。生命の危険を冒し、家族を犠牲にして得た加算をはぐ奪するような規定は不合理である。

第五六〇号 昭和五十一年二月二十六日受理

靖国神社国家護持に関する請願

請願者 新潟県上越市鶴町三五一 服部 黙

紹介議員 亘 四郎君

靖国神社の国家護持を速やかに図られたい。

理由

国のために戦死した英靈は国の手によって祭るのが当然であるが、戦後アメリカの占領政策により靖国神社は國から祭られず今日に至つてゐる。國家の國本を固め民族の正氣を振起するため、その祭祀は國体の本義にのつとり創建以来の伝統に基づき神道の形式とすべきである。信教は自由であるが個人の信仰と國家の祭祀を混同してはならない。

三月十二日本委員会に左の案件を付託された。

請願者 (第六一六号)(第七六八号)(第八五五号)

一、旧軍人の恩給改善に関する請願 (第六一七号)(第八五三号)

一、金鷲勲章叙賜者に対する処遇に関する請願

(第七一五号)(第七一六号)(第八五四号)(第九六二号)

第六一六号 昭和五十一年二月二十七日受理 救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願

請願者 大阪府東大阪市三島二五九 今泉 タマ代外七十六名

紹介議員 山本茂一郎君

この請願の趣旨は、第三四三号と同じである。

第六七八号 昭和五十一年三月二日受理 救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願

請願者 岐阜市山原北野三一一 近松高子 外三十七名

紹介議員 太田 淳夫君

この請願の趣旨は、第三四三号と同じである。

第六八五号 昭和五十一年三月三日受理 救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願

請願者 滋賀県蒲生郡日野町原五三五 森

紹介議員 八木 一郎君

この請願の趣旨は、第三四三号と同じである。

第六八五号 昭和五十一年三月三日受理 救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願

請願者 田中ミエ外十七名

紹介議員 八木 一郎君

この請願の趣旨は、第三四三号と同じである。

第六八五号 昭和五十一年三月三日受理 救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願

請願者 滋賀県蒲生郡日野町原五三五 森

紹介議員 八木 一郎君

この請願の趣旨は、第三四三号と同じである。

第六八五号 昭和五十一年三月三日受理 救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願

請願者 紀美外三百六名

紹介議員 林 道君

この請願の趣旨は、第三四三号と同じである。

第六一七号 昭和五十一年二月二十七日受理 救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願

請願者 中島文外千七百八十四名

紹介議員 橋本 繁蔵君

この請願の趣旨は、第三四三号と同じである。

第八五三号 昭和五十一年三月三日受理 旧軍人の恩給改善に関する請願(二十通)

請願者 愛知県刈谷市元町六ノ一一愛知県内 渡部よ志外二万四百二十八名

紹介議員 八木 一郎君

この請願の趣旨は、第二八六号と同じである。

第六一六号 昭和五十一年三月五日受理 金鷲勲章叙賜者に対する処遇に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市神田北通九ノ二五八 尬玉年夫外十二名

紹介議員 中西 一郎君

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第六七八号 昭和五十一年三月五日受理 金鷲勲章叙賜者に対する処遇に関する請願

請願者 静岡県掛川市掛川二八一 天野貞 雄

紹介議員 戸塚 進也君

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第六八五号 昭和五十一年三月三日受理 金鷲勲章叙賜者に対する処遇に関する請願

請願者 藤忠夫外二十九名

紹介議員 八木 一郎君

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第六八五号 昭和五十一年三月三日受理 金鷲勲章叙賜者に対する処遇に関する請願

請願者 愛知県碧南市志賀町三ノ二〇 斎

紹介議員 八木 一郎君

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第六九二号 昭和五十一年三月四日受理 金鷲勲章叙賜者に対する処遇に関する請願

請願者 福島県石川郡石川町字下泉一四六 ノ三 安倍憲一外三十名

紹介議員 横邊 四郎君

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第六一七号 昭和五十一年三月四日受理 金鷲勲章叙賜者に対する処遇に関する請願

請願者 福島県石川郡石川町字下泉一四六 寺島勝一外二十九名

紹介議員 三治 重信君

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第六一七号 昭和五十一年三月九日受理 金鷲勲章叙賜者に対する処遇に関する請願

請願者 福岡県糸島郡前原町新田七九 田

この請願の趣旨は、第二八六号と同じである。

正後の法に、「行なわない」を「行わない」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 休業補償の額は、同一の事由について前項の人事院規則で定める法令による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、改正後の法の規定にかかわらず、改正後の法の規定による額に、当該法令による年金たる給付の種類に応じ、同項の人事院規則で定める率のうち傷病補償年金について定める率を乗じて得た額（その額が人事院規則で定める額）とする。

附 則

（施行期日等）

第一条 この法律は、昭和五十二年四月一日から施行する。ただし、第一条中国家公務員災害補償法目次、第二条、第十三条、第二十一条及び第三章の章名の改正規定、同法第二十四条に見出しを付する改正規定並びに同法第二十五条、第二十六条第一項、第二十七条第一項、附則第三項及び別表の改正規定並びに次項及び附則第九条の規定は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の国家公務員災害補償法（以下「新法」という。）第十三条、第二十条及び別表の規定は、昭和五十年九月一日から適用する。（経過措置）

第二条 新法第四条第三項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

第三条 第二条の規定による改正後の国家公務員災害補償法の一部を改正する法律（以下「改正後法」という。）附則第八条第一項の規定は、障害補償年金及び遺族補償年金のうち施行日以後の期間に係る分について、同条第二項の規定は施行日以後に支給すべき事由の生じた休業補償について適用し、障害補償年金及び

遺族補償年金のうち施行日前の期間に係る分並

びに施行日前に支給すべき事由の生じた休業補

償については、なお從前の例による。

第四条 施行日の前ににおいて同一の事由につい

て第一条の規定（附則第一項第一項ただし書に規定する規定を除く。）による改正前の国家公務員災害補償法（以下「旧法」という。）の規定によ

る年金たる給付とを支給されていた者で、施行日以後も引き続きこれらの年金たる給付を受けるものに対し、同一の事由について支給する新

法の規定による休業補償の額は、新法及び改正

後の昭和四十一年法の規定により算定した額が

新法及び改正前の昭和四十一年法の規定によ

り算定した額が、旧法及び改正前の昭和四十

年法の規定により算定した年金たる補償で施

行日の属する月の前月分に係るものの額（以下

この項において「旧支給額」という。）に満たない

この項において「旧支給額」という。）に満たない

月の前月までの月分の当該年金たる補償の額

は、これらの規定にかかわらず、当該旧支給額

に相当する額とする。

2 前項の規定の適用を受ける者が、同項に規定する旧支給額以上の額となる月前において、新

法第十三条第七項の規定により新たに該当することとなるとき、新法第十七条第三項又は第四項の規定により遺族補償年金の額を改定して支給されることとなるとき、その他人事院規則で定める事由に該当することとなつたときは、これら的事由に該当することとなつた日の属する月の翌月から当該旧支給額以上の額となる月の前月までの月分の当該年金たる補償の額は、前項の規定にかかわらず、人事院規則で定める

第五条 施行日前に同一の事由について旧法の規定による休業補償と改正前の昭和四十一年法附則第八条第一項の人事院規則で定める法令によ

る年金たる給付とを支給されていた者で、施行

日以後も引き続きこれらの年金たる給付を受けるものに対し、同一の事由について支給する新

法の規定による休業補償の額（同日に休業補償を支

給すべき事由が生じなかつたときは、同日前に最後に休業補償を支給すべき事由が生じた日の

給すべき事由に満たないときは、新法及び改

正後の昭和四十一年法の規定にかかわらず、当

該旧法の規定による休業補償の額に相当する額

とする。

第六条 附則第二条から前条までに規定するもののか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、人事院規則で定める。

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第七条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のよう改正する。

第六十六条第七項中「休業補償」の下に「若しくは傷病補償年金」を加え、「これ」を「これら」に「行なわれる」を「行われる」に改める。

第八十一条第二項中「退職の際に受けている者」の下に「のうち同法第十二条の二の規定によ

る傷病補償年金又はこれに相当する補償を受けている者以外の者」を加え、「公務傷病がなおつた時」を「公務傷病が治つた時又は国家公務員災

害補償法の規定による傷病補償年金若しくはこ

れに相当する補償が支給されることとなつた時」に、「なおつた」を「治つた」に「なおらない」を「治らない」に改める。

第八十六条の前の見出し中「障害補償年金」を「傷病補償年金等」に改め、同条第一項中「規定による」の下に「傷病補償年金若しくは」を加え、「これに」を「これらに」に改める。

第八十六条の二中「こえる」を「超える」に改め、「災害に係る」の下に「傷病補償年金若しくは」を加え、「これに」を「これらに」に改める。

（私立学校教職員共済組合法の一部改正）

第八条 私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第八十六条の二中「こえる」を「超える」に改め、「災害に係る」の下に「傷病補償年金若しくは」を加え、「これに」を「これらに」に改める。

（私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する）

第八条 私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

の項中「国家公務員災害補償法の規定による」の下に「傷病補償年金若しくは」を加え、「これに」を「これらに」に改める。

(防衛厅職員給与法の一部改正)
第九条 防衛厅職員給与法(昭和二十七年法律第三百六十六号)の一部を次のように改訂する。

第二十七条第一項中「第二十四条、第二十六条」を「第二十四条から第二十六条まで」に改め
る。

(義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律の一部改正)

第十条 義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律(昭和五十年法律第六十二号)の一部を次のように改訂する。

第二十一条中「もつばら」を「専ら」に改める。

三月二十六日本委員会に左の案件を付託された。

一、金鷄勲章叙賜者に対する処遇に関する請願

(第一三九二号)(第一三九三号)(第一三九四号)(第一六二〇号)(第一六二一號)(第一六二二号)(第一六五七号)(第一六五八号)

一、救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願

(第一四四二号)(第一六〇二号)

第一三九二号 昭和五十一年三月十二日受理

金鷄勳章叙賜者に対する処遇に関する請願

請願者 茨城県水戸市常磐町二ノ三ノ二ノ二 西村隆作外二十九名

紹介議員 郡 勉 一君

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第一三九三号 昭和五十一年三月十二日受理

金鷄勳章叙賜者に対する処遇に関する請願

請願者 高知県吾川郡伊野町二、二六四 尾崎金之助外三十名

紹介議員 塩見 俊二君

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第一三九四号 昭和五十一年三月十二日受理

金鷄勳章叙賜者に対する処遇に関する請願

請願者 横浜市旭区南本宿町一一二神奈川 县金鷄会内 渡辺千代作外三十名

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第一六二〇号 昭和五十一年三月十五日受理

金鷄勳章叙賜者に対する処遇に関する請願

請願者 福井市大手二ノ一八ノ一 一 山際 喜一外三十名

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第一六二一號 昭和五十一年三月十五日受理

金鷄勳章叙賜者に対する処遇に関する請願

請願者 三重県上野市愛宕町一、九七二ノ一〇 北森実外二十九名

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第一六二二号 昭和五十一年三月十五日受理

金鷄勳章叙賜者に対する処遇に関する請願

請願者 石川県金沢市泉本町四ノ一〇二石 川崎 岸田 隆明君

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第一六二三号 昭和五十一年三月十五日受理

金鷄勳章叙賜者に対する処遇に関する請願

請願者 川崎 岸田 隆明君

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第一六二四号 昭和五十一年三月十五日受理

金鷄勳章叙賜者に対する処遇に関する請願

請願者 森茂喜外三十名

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第一六二五号 昭和五十一年三月十五日受理

金鷄勳章叙賜者に対する処遇に関する請願

請願者 森田健次外三十三名

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第一六二六号 昭和五十一年三月十五日受理

金鷄勳章叙賜者に対する処遇に関する請願

請願者 吉田 実君

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第一六二七号 昭和五十一年三月十五日受理

金鷄勳章叙賜者に対する処遇に関する請願

請願者 和歌山県東牟婁郡古座町古座二二 五 中瀬春雄外二十九名

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第一六二八号 昭和五十一年三月十五日受理

金鷄勳章叙賜者に対する処遇に関する請願

請願者 世耕 政隆君

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

請願者 山口県厚狭郡山陽町鳴庄西 西田 清一外二十九名

紹介議員 吉武 恵市君

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第一四四一号 昭和五十一年三月十三日受理

救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願

請願者 大阪市生野区新今里一ノ一八ノ一 三 谷垣淑子外五名

紹介議員 峯山 昭範君

この請願の趣旨は、第三四三号と同じである。

第一六〇二号 昭和五十一年三月十五日受理

救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願

請願者 大阪市阿倍野区桃ヶ池町一ノ一四 二七 北栄春江

紹介議員 嶋山 昭範君

この請願の趣旨は、第三四三号と同じである。

第一六二二号 昭和五十一年三月十五日受理

金鷄勳章叙賜者に対する処遇に関する請願

請願者 三重県上野市愛宕町一、九七二ノ一〇 北森実外二十九名

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第一六二三号 昭和五十一年三月十五日受理

金鷄勳章叙賜者に対する処遇に関する請願

請願者 石川県金沢市泉本町四ノ一〇二石 川崎 岸田 隆明君

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第一六二四号 昭和五十一年三月十五日受理

金鷄勳章叙賜者に対する処遇に関する請願

請願者 森茂喜外三十名

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第一六二五号 昭和五十一年三月十五日受理

金鷄勳章叙賜者に対する処遇に関する請願

請願者 吉田 実君

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第一六二六号 昭和五十一年三月十五日受理

金鷄勳章叙賜者に対する処遇に関する請願

請願者 和歌山県東牟婁郡古座町古座二二 五 中瀬春雄外二十九名

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第一六二七号 昭和五十一年三月十五日受理

金鷄勳章叙賜者に対する処遇に関する請願

請願者 世耕 政隆君

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第二五八四号 昭和五十一年三月二十五日受理

金鷄勳章叙賜者に対する処遇に関する請願

請願者 長野県南安曇郡堀金村鳥川四、六 五四 黒岩喜美次外三十名

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第一四四二号 昭和五十一年三月十三日受理

金鷄勳章叙賜者に対する処遇に関する請願

請願者 北九州市小倉南区大字母原六八六 木村平外二十九名

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第一六〇二号 昭和五十一年三月十五日受理

金鷄勳章叙賜者に対する処遇に関する請願

請願者 大阪市阿倍野区桃ヶ池町一ノ一四 二七 北栄春江

紹介議員 嶋山 昭範君

この請願の趣旨は、第三四三号と同じである。

第一六二二号 昭和五十一年三月十五日受理

金鷄勳章叙賜者に対する処遇に関する請願

請願者 三重県上野市愛宕町一、九七二ノ一〇 北森実外二十九名

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第一六二三号 昭和五十一年三月十五日受理

金鷄勳章叙賜者に対する処遇に関する請願

請願者 石川県金沢市泉本町四ノ一〇二石 川崎 岸田 隆明君

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第一六二四号 昭和五十一年三月十五日受理

金鷄勳章叙賜者に対する処遇に関する請願

請願者 森茂喜外三十名

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第一六二五号 昭和五十一年三月十五日受理

金鷄勳章叙賜者に対する処遇に関する請願

請願者 吉田 実君

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第一六二六号 昭和五十一年三月十五日受理

金鷄勳章叙賜者に対する処遇に関する請願

請願者 和歌山県東牟婁郡古座町古座二二 五 中瀬春雄外二十九名

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第一六二七号 昭和五十一年三月十五日受理

金鷄勳章叙賜者に対する処遇に関する請願

請願者 世耕 政隆君

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第二五八五号 昭和五十一年三月二十五日受理

金鷄勳章叙賜者に対する処遇に関する請願

請願者 夏目 忠雄君

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第一四四二号 昭和五十一年三月十三日受理

金鷄勳章叙賜者に対する処遇に関する請願

請願者 北九州市小倉南区大字母原六八六 木村平外二十九名

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第一六〇二号 昭和五十一年三月十五日受理

金鷄勳章叙賜者に対する処遇に関する請願

請願者 大阪市阿倍野区桃ヶ池町一ノ一四 二七 北栄春江

紹介議員 嶋山 昭範君

この請願の趣旨は、第三四三号と同じである。

第一六二二号 昭和五十一年三月十五日受理

金鷄勳章叙賜者に対する処遇に関する請願

請願者 三重県上野市愛宕町一、九七二ノ一〇 北森実外二十九名

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第一六二三号 昭和五十一年三月十五日受理

金鷄勳章叙賜者に対する処遇に関する請願

請願者 石川県金沢市泉本町四ノ一〇二石 川崎 岸田 隆明君

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第一六二四号 昭和五十一年三月十五日受理

金鷄勳章叙賜者に対する処遇に関する請願

請願者 森茂喜外三十名

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第一六二五号 昭和五十一年三月十五日受理

金鷄勳章叙賜者に対する処遇に関する請願

請願者 吉田 実君

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第一六二六号 昭和五十一年三月十五日受理

金鷄勳章叙賜者に対する処遇に関する請願

請願者 和歌山県東牟婁郡古座町古座二二 五 中瀬春雄外二十九名

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第一六二七号 昭和五十一年三月十五日受理

金鷄勳章叙賜者に対する処遇に関する請願

請願者 世耕 政隆君

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第二五八六号 昭和五十一年三月二十五日受理

金鷄勳章叙賜者に対する処遇に関する請願

請願者 長野県南安曇郡堀金村鳥川四、六 五四 黒岩喜美次外三十名

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第一四四二号 昭和五十一年三月十三日受理

金鷄勳章叙賜者に対する処遇に関する請願

請願者 北九州市小倉南区大字母原六八六 木村平外二十九名

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第一六〇二号 昭和五十一年三月十五日受理

金鷄勳章叙賜者に対する処遇に関する請願

請願者 大阪市阿倍野区桃ヶ池町一ノ一四 二七 北栄春江

紹介議員 嶋山 昭範君

この請願の趣旨は、第三四三号と同じである。

第一六二二号 昭和五十一年三月十五日受理

金鷄勳章叙賜者に対する処遇に関する請願

請願者 三重県上野市愛宕町一、九七二ノ一〇 北森実外二十九名

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第一六二三号 昭和五十一年三月十五日受理

金鷄勳章叙賜者に対する処遇に関する請願

請願者 石川県金沢市泉本町四ノ一〇二石 川崎 岸田 隆明君

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第一六二四号 昭和五十一年三月十五日受理

金鷄勳章叙賜者に対する処遇に関する請願

請願者 森茂喜外三十名

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第一六二五号 昭和五十一年三月十五日受理

金鷄勳章叙賜者に対する処遇に関する請願

請願者 吉田 実君

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第一六二六号 昭和五十一年三月十五日受理

金鷄勳章叙賜者に対する処遇に関する請願

請願者 和歌山県東牟婁郡古座町古座二二 五 中瀬春雄外二十九名

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第一六二七号 昭和五十一年三月十五日受理

金鷄勳章叙賜者に対する処遇に関する請願

請願者 世耕 政隆君

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

る。

2 昭和四十三年改正時の「生活給本來の姿に
もどす」との理由が消滅した。

3 昭和四十三年改正時の基本額六万七千円が
十六万四千九百円と、二・四六倍になつた。

4 昭和四十三年改正前の各級地の支給率が、
今日大きく減じられ、既得権が侵害された。

5 支給規則「総理府附則第二項」の経過措置が
終了した。

二、加算額の改善について

1 さきの改正により、四級地と三級地の較差
が、五千五百円から八千五百円と増大した。

2 北海道内地と内地五級地の較差が、一万四
千六百円から、二万三千七百円と増大した。

3 さきの改正により、四級地と三級地の較差
が、五千五百円から八千五百円と増大した。

4 さきの改正により、四級地と三級地の較差
が、五千五百円から八千五百円と増大した。

5 さきの改正により、四級地と三級地の較差
が、五千五百円から八千五百円と増大した。

6 さきの改正により、四級地と三級地の較差
が、五千五百円から八千五百円と増大した。

7 さきの改正により、四級地と三級地の較差
が、五千五百円から八千五百円と増大した。

8 さきの改正により、四級地と三級地の較差
が、五千五百円から八千五百円と増大した。

9 さきの改正により、四級地と三級地の較差
が、五千五百円から八千五百円と増大した。

10 さきの改正により、四級地と三級地の較差
が、五千五百円から八千五百円と増大した。

11 さきの改正により、四級地と三級地の較差
が、五千五百円から八千五百円と増大した。

12 さきの改正により、四級地と三級地の較差
が、五千五百円から八千五百円と増大した。

13 さきの改正により、四級地と三級地の較差
が、五千五百円から八千五百円と増大した。

14 さきの改正により、四級地と三級地の較差
が、五千五百円から八千五百円と増大した。

15 さきの改正により、四級地と三級地の較差
が、五千五百円から八千五百円と増大した。

16 さきの改正により、四級地と三級地の較差
が、五千五百円から八千五百円と増大した。

17 さきの改正により、四級地と三級地の較差
が、五千五百円から八千五百円と増大した。

18 さきの改正により、四級地と三級地の較差
が、五千五百円から八千五百円と増大した。

19 さきの改正により、四級地と三級地の較差
が、五千五百円から八千五百円と増大した。

20 さきの改正により、四級地と三級地の較差
が、五千五百円から八千五百円と増大した。

21 さきの改正により、四級地と三級地の較差
が、五千五百円から八千五百円と増大した。

22 さきの改正により、四級地と三級地の較差
が、五千五百円から八千五百円と増大した。

23 さきの改正により、四級地と三級地の較差
が、五千五百円から八千五百円と増大した。

24 さきの改正により、四級地と三級地の較差
が、五千五百円から八千五百円と増大した。

請願者 秋田県北秋田郡比内町谷地中字谷
地中九〇ノ二秋田県金鷲会内 高橋栄二郎外二十九名

請願者 紹介議員 山崎 五郎君 同じである。

第三七八三号 昭和五十一年三月三十日受理
請願者 福岡県糸島郡前原町前原一、五二
一ノ四 阿部克雄外二十九名

請願者 紹介議員 金鷲勅章叙賜者に対する待遇に関する請願
館内官崎県金鷲会内 中村肇

請願者 紹介議員 上條 勝久君 同じである。

第三六九号 昭和五十一年三月二十九日受理
請願者 四 藤原とめ

請願者 紹介議員 翁木 亨弘君 同じである。

第三六七〇号 昭和五十一年三月二十六日受理
請願者 紹介議員 職員組合内 柿崎貞治

請願者 紹介議員 金鷲勅章叙賜者に対する待遇に関する請願
この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第三七八四号 昭和五十一年三月三十日受理
請願者 紹介議員 安井 謙君

請願者 紹介議員 金鷲勅章叙賜者に対する待遇に関する請願
この請願の趣旨は、第三六七号と同じである。

第三五八九号 昭和五十一年四月九日受理
請願者 紹介議員 八九号

請願者 紹介議員 金鷲勅章叙賜者に対する待遇に関する請願
この請願の趣旨は、第三六七号と同じである。

第三五九〇号 昭和五十一年四月九日受理
請願者 紹介議員 八九号

請願者 紹介議員 金鷲勅章叙賜者に対する待遇に関する請願
この請願の趣旨は、第三六七号と同じである。

第三五九一号 昭和五十一年四月九日受理
請願者 紹介議員 八九号

請願者 紹介議員 金鷲勅章叙賜者に対する待遇に関する請願
この請願の趣旨は、第三六七号と同じである。

第三五九二号 昭和五十一年四月九日受理
請願者 紹介議員 八九号

請願者 紹介議員 金鷲勅章叙賜者に対する待遇に関する請願
この請願の趣旨は、第三六七号と同じである。

第三五九三号 昭和五十一年四月九日受理
請願者 紹介議員 八九号

請願者 紹介議員 金鷲勅章叙賜者に対する待遇に関する請願
この請願の趣旨は、第三六七号と同じである。

第三五九四号 昭和五十一年四月九日受理
請願者 紹介議員 八九号

請願者 紹介議員 金鷲勅章叙賜者に対する待遇に関する請願
この請願の趣旨は、第三六七号と同じである。

第三五九五号 昭和五十一年四月九日受理
請願者 紹介議員 八九号

請願者 紹介議員 金鷲勅章叙賜者に対する待遇に関する請願
この請願の趣旨は、第三六七号と同じである。

第三五九六号 昭和五十一年四月九日受理
請願者 紹介議員 八九号

請願者 紹介議員 金鷲勅章叙賜者に対する待遇に関する請願
この請願の趣旨は、第三六七号と同じである。

第三五九七号 昭和五十一年四月九日受理
請願者 紹介議員 八九号

請願者 紹介議員 金鷲勅章叙賜者に対する待遇に関する請願
この請願の趣旨は、第三六七号と同じである。

五月六日本委員会に左の案件を付託された。
一、昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律
等の一部を改正する法律案(予備審査のため
の付託は二月二十八日)
一、昭和四十二年度以後における公企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案
(予備審査のための付託は三月二十五日)

第三五九八号 昭和五十一年四月八日受理
請願者 紹介議員 園田 清充君
この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第三五九九号 昭和五十一年四月八日受理
請願者 紹介議員 上條 勝久君
この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第三六〇〇号 昭和五十一年四月八日受理
請願者 紹介議員 河田 脣治君
この請願の趣旨は、第三四三号と同じである。

第三六〇一号 昭和五十一年四月八日受理
請願者 紹介議員 田中範子外十一名
この請願の趣旨は、第三四三号と同じである。

第三六〇二号 昭和五十一年四月八日受理
請願者 紹介議員 河田 脣治君
この請願の趣旨は、第三四三号と同じである。

第三六〇三号 昭和五十一年四月八日受理
請願者 紹介議員 田中範子外十一名
この請願の趣旨は、第三四三号と同じである。

第三六〇四号 昭和五十一年四月八日受理
請願者 紹介議員 河田 脣治君
この請願の趣旨は、第三四三号と同じである。

第三六〇五号 昭和五十一年四月八日受理
請願者 紹介議員 田中範子外十一名
この請願の趣旨は、第三四三号と同じである。

第三六〇六号 昭和五十一年四月八日受理
請願者 紹介議員 河田 脣治君
この請願の趣旨は、第三四三号と同じである。

第三六〇七号 昭和五十一年四月八日受理
請願者 紹介議員 田中範子外十一名
この請願の趣旨は、第三四三号と同じである。

第三六〇八号 昭和五十一年四月八日受理
請願者 紹介議員 河田 脣治君
この請願の趣旨は、第三四三号と同じである。

第三六〇九号 昭和五十一年四月八日受理
請願者 紹介議員 田中範子外十一名
この請願の趣旨は、第三四三号と同じである。

第三六一〇号 昭和五十一年四月八日受理
請願者 紹介議員 河田 脣治君
この請願の趣旨は、第三四三号と同じである。

第三六一一号 昭和五十一年四月八日受理
請願者 紹介議員 田中範子外十一名
この請願の趣旨は、第三四三号と同じである。

第三六一二号 昭和五十一年四月八日受理
請願者 紹介議員 河田 脣治君
この請願の趣旨は、第三四三号と同じである。

第三六一二号 昭和五十一年四月八日受理
請願者 紹介議員 田中範子外十一名
この請願の趣旨は、第三四三号と同じである。

第三六一四号 昭和五十一年四月八日受理
請願者 紹介議員 河田 脣治君
この請願の趣旨は、第三四三号と同じである。

第三六一五号 昭和五十一年四月八日受理
請願者 紹介議員 田中範子外十一名
この請願の趣旨は、第三四三号と同じである。

第三六一六号 昭和五十一年四月八日受理
請願者 紹介議員 河田 脣治君
この請願の趣旨は、第三四三号と同じである。

第三六一七号 昭和五十一年四月八日受理
請願者 紹介議員 田中範子外十一名
この請願の趣旨は、第三四三号と同じである。

第三六一八号 昭和五十一年四月八日受理
請願者 紹介議員 河田 脣治君
この請願の趣旨は、第三四三号と同じである。

第三六一九号 昭和五十一年四月八日受理
請願者 紹介議員 田中範子外十一名
この請願の趣旨は、第三四三号と同じである。

第三六二〇号 昭和五十一年四月八日受理
請願者 紹介議員 河田 脣治君
この請願の趣旨は、第三四三号と同じである。

第三六二一號 昭和五十一年四月八日受理
請願者 紹介議員 田中範子外十一名
この請願の趣旨は、第三四三号と同じである。

第三六二二號 昭和五十一年四月八日受理
請願者 紹介議員 河田 脣治君
この請願の趣旨は、第三四三号と同じである。

第三六二三號 昭和五十一年四月八日受理
請願者 紹介議員 田中範子外十一名
この請願の趣旨は、第三四三号と同じである。

第三六二四號 昭和五十一年四月八日受理
請願者 紹介議員 河田 脣治君
この請願の趣旨は、第三四三号と同じである。

第三六二五號 昭和五十一年四月八日受理
請願者 紹介議員 田中範子外十一名
この請願の趣旨は、第三四三号と同じである。

第三六二六號 昭和五十一年四月八日受理
請願者 紹介議員 河田 脣治君
この請願の趣旨は、第三四三号と同じである。

第三六二七號 昭和五十一年四月八日受理
請願者 紹介議員 田中範子外十一名
この請願の趣旨は、第三四三号と同じである。

より前条第五項において読み替えた同条
第四項各号に掲げる金額又は従前の年金額を
もつて改定年金額とした年金については、同
条第二項の規定により年金額を改定したもの
とした場合にその改定年金額の算定の基礎と
なるべき仮定俸給)に対応する別表第一の十
二の仮定俸給を俸給とみなし、第二条第一項
の規定に準じて算定した額に改定する。この
場合において、同項中「別表第三」とあるのは、「別表第三の十二」と読み替えるものとする。
第一項の「第二項の規定は、前項の規定」と

第一条の九第二項の規定は、前項の規定の適用を受けた組合員期間のうち実在職した期間が旧法の規定による退職年金に相当する年金を受ける最短年年限に達している年金に限る。以下この項及び第八項において同じ。)を受ける者が七十歳以上の者又は殉職年金若しくは障害年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合について、同条第三項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳以上の者である場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「旧法の規定による遺族年金に相当する年金」とあるのは、「殉職年金又は障害遺族年金」と読み替えるものとする。

3 次の各号に掲げる年金については、前二項の規定の適用を受けて改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十二年七月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

一 障害年金 別表第四の十二に定める障害の等級に対応する年金額(障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては、二万円を加えた額)

二 殉職年金 五十六万四千二百円

三 障害遺族年金 四十二万三千二百円

4 前三項の規定の適用を受ける年金を受ける権利を有する者のうち殉職年金又は障害遺族年金を受ける権利を有する者については、こ

これらの規定により算定した額（以下この項において「算定額」という。）に二万四千円（扶養遺族一人を有する場合には、三万六千円、扶養遺族二人以上を有する場合には、六万円）を加えた額をもつて当該年金の額とする。ただし、当該年金の額が次の各号に掲げる年金の区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる額に達しない場合には、算定額に加える額は、当該各号に掲げる額からその者の算定額を控除した額とする。

一 殉職年金 六十万二百円

二 障害遺族年金 四十五万九千二百円

前項の規定は、同項の規定による殉職年金又は障害遺族年金を受ける権利を有する者がこれらの中年金に係る当該組合員又は組合員であつた者の死亡について恩給法による扶助料若しくはこれに類する年金たる給付又は殉職年金若しくは障害遺族年金に類する年金たる給付の支給を受ける場合であつて政令で定める場合に該当するときは、その該当する間は、適用しない。

障害年金を受ける権利を有する者に扶養親族がある場合には、第三項第一号に掲げる額に配偶者である扶養親族については七万二千元、配偶者以外の扶養親族については一人につき四千八百円（そのうち二人までについては、一人につき二万四千円（配偶者である扶養親族がない場合には、そのうち一人に限り四万八千円））を加えた額を同号に掲げる額として、同項の規定を適用する。

殉職年金又は障害遺族年金を受ける権利を有する者に扶養遺族がある場合には、第三項第二号に掲げる額（第四項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定を適用した場合の額）に第二号に掲げる額を加えた額を、それぞれ第三項第二号又は第三号に掲げる額と

二 前号に掲げる金額の十分の七・五に相当する金額

第一条の九第八項の規定は、第一項の規定の適用を受ける者が七十歳に達したとき(殉職年金又は障害遺族年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く。)について準用する。この場合において、同条第八項中「第二項」とあるのは、「第二項中「旧法の規定による遺族年金に相当する年金」とあるのを「殉職年金又は障害遺族年金」と読み替えて、同項」と読み替えるものとする。

第一条の九第九項の規定は、第二項(同条第二項の規定に係る部分に限る。)又は前項の規定の適用を受ける者が八十歳に達したときについて準用する。

第三条の八の次に次の二条を加える。

(昭和五十一年度における旧法による年金の額の改定)

第三条の九 第一条の九の規定は、前条の規定の適用を受ける年金(第三条第一項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。)の額の改定について、第二条の九の規定は、前条の規定について、第二条の九の規定は、前条の規定の適用を受ける年金(第三条第二項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。)の額の改定について、それぞれ準用する。

第四条第一項中「第八条」を「第九条」に改め、同条第五項中「及び第八条第二項」を「、第八条第二項及び第九条第三項」に改める。

第四条の八の次に次の二条を加える。

(昭和五十一年度における昭和三十五年三月以前の新法による年金の額の改定)

第四条の九 前条第二項の規定の適用を受ける

年金については、昭和五十一年七月分以後、その額を、同項の規定により年金額を改定する場合のその改定年金額の算定の基礎となつた第四条第一項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなされた額にその額が別表第八の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額(当該仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額をその乗じて得た額に加えた額)をそれぞれ同項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなされた額が六十五万二千円以上であるときは、その属する同表の下欄に掲げる俸給年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる金額をその乗じて得た額に加えた額)を準定して算定した額に改定する。

2 第一条の九第四項から第七項までの規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

3 前二項の規定は、前条第四項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

4 第一条第六項の規定は、前二項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

第五条の五第一項中「並びに第五条の八第一項及び第二項」を、「第五条の八第一項及び第二項並びに第五条の九第一項」に改め、同条第三項中「及び第五条の八第四項」を、「第五条の八第四項及び第五条の九第三項」に改める。

第五条の八の次に次の二条を加える。

(昭和五十一年度における昭和四十五年三月以前の新法による年金等の額の改定)

第五条の九 昭和四十五年三月三十一日以前の年金で昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものについては、同年七月分以後、その額を、前条第二項の規定により年金額を改定する場合のその改定年金額の算定

(昭和五十一年度における昭和四十五年四月定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなされた額にその額が別表第八の上欄に掲げる俸給年額とのいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額(当該仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなされた額が六十五万二千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる俸給年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる金額をその乗じて得た額に加えた額)をそれぞれ同項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなされた額にその額が別表第八の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額(当該俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなされた額にその額が別表第八の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額(当該俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなされた額が六十五万二千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる俸給年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる金額をその乗じて得た額に加えた額)をそれぞれ当該俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなさないし、昭和四十八年改正前の新法又は施行法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 第一条の九第四項から第七項までの規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について算定した額に改定する。

3 前二項の規定は、昭和四十五年三月三十一日以前の衛視等の年金で、昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものについて準用する。

4 第一条第六項の規定は、前三項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

(昭和五十一年度における昭和四十九年四月以後の新法による年金の額の改定)

第九条 昭和四十九年四月一日から昭和五十年三月三十日までの間に新法の退職をした組合員（第三項及び第六項の規定の適用を受けたる者を除く。）に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、廢疾年金又は遺族年金で、昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものについては、同年七月分以後、その額を、次の各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額をそれぞれ新法第四十二条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなして、新法又は施行法の規定を適用して算定した額に改定する。

一 仮定新法の俸給年額 当該年金の額（その年金の額について年金額の最低保障に関する新法、施行法その他の法律の規定で政令で定めるものの適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の額。次号において同じ。）の計算の基礎となつた新法の俸給年額にその額が別表第八の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額（当該新法の俸給年額が六十五万二千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる俸給年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる金額をその乘じて得た額に加えた額）をいう。

二 仮定恩給法の俸給年額又は仮定旧法の俸給年額 当該年金の額の計算の基礎となつた恩給法の俸給年額又は旧法の俸給年額にその額が別表第八の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額（当該恩給法の俸給年額又は旧法の俸給年額が六十五万

二千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる俸給年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる金額をその乘じて得た額に加えた額)をいう。

2 第一条の九第四項から第七項までの規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

3 前二項の規定は、昭和四十九年四月一日から昭和五十年三月三十一日までの間に新法の退職をした衛視等に係る新法附則第十三条の二から第十三条の四まで、第十三条の六又は第十三条の七の規定による退職年金、減額退職年金、廢疾年金又は遺族年金で昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものについて準用する。

4 昭和五十年四月一日以後に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、廢疾年金又は遺族年金で、昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものについては、第一条の九第四項から第七項までの規定に準じて年金の額を改定する。

5 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

6 施行法第五十一条の四第三号に規定する沖繩の組合員であつた者のうち、昭和四十九年四月一日から昭和五十年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、廢疾年金又は遺族年金のうち政令で定める年金で、昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものについては、同年七月分以後、その額を、前各項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。
別表第一の十一の次に次の「表を加える。
別表第一の十二(第一条の九、第二条の九関係)

別表第一の十一の仮定俸給

仮定

一五、六三〇
一六二、九〇〇
一七一、五六〇
一八〇、二一〇
一八一、九三〇
一八八、八二〇
一九七、五一〇
二〇六、一八〇
二一四、七八〇
二三〇、一九〇
二二五、九九〇
二三七、一三〇
二四八、四一〇
二五九、五七〇
二七〇、七七〇
二七五、八七〇
二八一、九六〇
二九三、一一〇
三〇五、三二〇
三一七、五九〇
三一三、七五〇
三二九、七八〇
三四一、九三〇
三五四、一一〇
三六〇、一三〇
三六六、三〇〇一七五、四〇〇
一八〇、一〇〇
一八九、六五〇
一九八、九九〇
二〇〇、八二〇
二〇八、一三〇
二一七、三六〇
二二六、五七〇
二三五、七一〇
二四一、四五〇
二四七、六一〇
二五九、四四〇
二七一、四二〇
二七七、四四〇
二八三、一五〇
二九四、八三〇
二九六、三一〇
二九九、一三〇
三〇六、二九〇
三一七、四四〇
三三九、六五〇
三三五、九三〇
三四一、八六〇
三四八、〇八〇
三五四、一一〇
三六六、二七〇
三七八、四四〇
三八四、四七〇
三九〇、六三〇

率

二三五、七一〇円以上のもの
二一七、三六〇円を超える三五、七一〇円未満のもの
二〇八、一三〇円を超える二一七、三六〇円以下のもの
二〇〇、八二〇円を超える二〇八、一三〇円以下のもの
一四〇、八五〇円を超える二〇〇、八二〇円以下のもの
一三四、一八〇円を超える一四〇、八五〇円以下のもの
一二〇、七三〇円を超える三四、一八〇円以下のもの
九八、二三〇円を超える一二〇、七三〇円以下のもの
九四、四一〇円を超える九八、二三〇円以下のもの
八八、一一〇円を超える九四、四一〇円以下のもの
八五、六二〇円を超える八八、一一〇円以下のもの
八三、〇四〇円を超える八五、六二〇円以下のもの
七二、九六〇円を超える八三、〇四〇円以下のもの
六四、六一〇円を超える七二、九六〇円以下のもの
六二、三一〇円を超える六四、六一〇円以下のもの
六〇、六八〇円を超える六二、三一〇円以下のもの
五九、二五〇円を超える六〇、六八〇円以下のもの
五七、八三〇円を超える五九、二五〇円以下のもの
五五、五三〇円を超える五七、八三〇円以下のもの
五三〇円以下のもの

別表第一の十二の下欄に掲げる仮定俸給

率

二三・〇割
二三・八割
二四・五割
二四・八割
二五・〇割
二五・五割
二六・一割
二六・九割
二七・四割
二七・八割
二九・〇割
二九・三割
二九・八割
三〇・二割
三〇・九割
三一・九割
三二・七割
三三・〇割
三三・四割
三四・五割

年	金額	備考
二、四四五、〇〇〇円	一、九八〇、〇〇〇円	別表第四の十一の次に次の二表を加える。
一、五八九、〇〇〇円	一、一九八、〇〇〇円	別表第四の十二(第二条の九関係)
九二九、〇〇〇円	九二九、〇〇〇円	
七〇九、〇〇〇円	七〇九、〇〇〇円	

別表第四の十一の次に次の二表を加える。
別表第四の十二(第二条の九関係)

級	級	級	級	級	級	障害の等級	備考
一	二	三	四	五	六	七	年金額の算定の基礎となつてゐる別表第一の十一の仮定俸給の額が三六六、三〇〇円を超える場合においては、その額に二九二、〇〇〇円を十二で除して得た額を加えた額(その額に五円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、五円以上十円未満の端数があるときはこれを十円に切り上げるものとする)をこの表の仮定俸給とす。

別表第三の十一の次に次の二表を加える。
別表第三の十二(第二条の九関係)

別表第四の備考の規定は、この表の適用について準用する。この場合において、別表第四の備考二中「一九〇、〇〇〇円」とあるのは「一、一九八、〇〇〇円」と、「二二一、〇〇〇円」とあるのは「一、三九三、五〇〇円」と読み替えるものとする。

「俸給年額に相当する金額とする部分に限るもの」とし、同条第二項後段並びに第八十二条の二第一項後段及び第二項後段において準用する場合を含むに改め、同条第八項中「算定した額」の下に「とし、第二項から第六項までの場合における改定前の廃疾年金の額について、第八十二条第一項ただし書（同条第二項後段並びに第八十二条の二第一項後段及び第二項後段において準用する場合を含む）の規定の適用があつたときは、これらの規定の適用がないものとした場合の額」を加える。

第八十七条第一項中「一年以上組合員」を「組合員期間が一年以上」に改め、同条第二項中「一年以上組合員」を「組合員期間が一年以上」に、「組合員となつて一年を経過する」を「組合員期間が一年となる」に改める。

第四章第三節第三款中第八十七条の次に次の二条を加える。

（公的年金合算期間保有組合員に係る廃疾給付）

第八十七条の二 組合員期間が一年未満であ

り、かつ、公的年金合算期間を一年以上有す

る組合員（以下「公的年金合算期間保有組合員」という。）であつた者に係る廃疾給付につ

いては、この款に定めるものほか、政令で定めるところによる。

第八十八条第三号中「又は組合員期間」を「組合員期間」に改め、「公務傷病によらないで死亡した場合」の下に、「公的年金合算期間保有組合員が公務傷病によらないで組合員である間に死亡した場合（その死亡した者に係る遺族が同一の事由により通算年金通則法第三条に規定する公的年金制度（同条第四号及び第五号に掲げる法律に定める制度を除く。以下「他の公的年金制度」という。）からこの法律の規定による遺族年金に相当するものとして政令で定める年金を受ける権利を有する場合を除く。）又は公的年金合算期間保有組合員で廃疾年金を受ける権利を有するものが公務傷病によらないで死亡した場

合（その死亡した者に係る遺族が同一の事由による他の公的年金制度からこの法律の規定による遺族年金に相当するものとして政令で定める年金を受けける権利を有する場合を除く。）を加える。

第八十八条の二第一号中「二十四万円」を「三十九万六千円」に、「この号、第三号及び第四号」を「この条及び第九十二条の二（第三項）に、「三十年」を「三十五年」に、「十年」を「五年」に改める。

万四千円」に改める。

第八十八条の四第一項及び第二項（第二号中

「二十五万四千四百円」を「四十三万二千円」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（第八十八条の五 第八十八条から前条までの場

合において、遺族年金を受ける妻が、次の各

号に該当する場合には、これらの規定により

算定した額に当該各号に掲げる額を加えた額

をもつて、当該遺族年金の額とする。ただし、

その者が当該遺族年金に係る組合員又は組合員であつた者の死亡について、恩給法（大正十二年法律第四十八号）による扶助料、この法律による改正前の国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）による遺族年金その他の年金たる給付の支給を受ける場合であつて政令で定める場合に該当するときは、その該当する間は、この限りでない。

一 遺族である子が一人いる場合 三万六千円

二 遺族である子が二人以上いる場合 六万円

三 六十歳以上である場合（前二号に該当する場合を除く。）二万四千円

第八十八条の規定による遺族年金を受ける者が六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である者が六十歳に達したときは、その者を前項第三号の規定に該当する者とみなして、同項の

規定を適用する。

第九十二条の見出し中「調整」を「調整等」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（第九十二条の二 組合員期間が一年以上十年未満である者が公務傷病によらないで組合員である間に死亡した場合（その死亡した者が廃疾年金を受ける権利を有していた者であつた場合を除く。）において、その死亡した者の遺族が同一の事由により他の公的年金制度から当該組合員期間の年数につき俸給年額に相当する年金として政令で定める年金の支給を受けた者である場合には、その者の遺族に支給する遺族年金の額は、前述の規定にかかわらず、これらの規定により算定した遺族年金の額からその者に係る第七十六条の三各号に掲げる金額の百分の五十分に相当する金額を控除した金額とする。

（通算遺族年金）

第九十二条の三 第七十九条の二第二項の規定

により通算退職年金を受ける権利を有する者

が死亡したときは、政令で定めるところによ

り、その者の遺族に通算遺族年金を支給す

る。ただし、その遺族が、同一の事由により

他の公的年金制度から第八十八条第三号の規

定による遺族年金に相当する年金として政令

で定める年金を受ける権利を有する者（厚生

年金保険法第三十八条第一項その他政令で定

める規定により当該年金の全部が停止され

いる場合における当該年金を受ける権利を有

する者を除く。）であるときは、この限りでな

い。

（通算遺族年金の額）

第九十二条の三 第七十九条の二第三項から第六項までの規

定による通算退職年金の額の百分の五十に相

当する金額とする。

（厚生年金保険法第五十九条、第五十九条の二、第六十条第三項、第六十一条、第六十三

条、第六十四条及び第六十六条から第六十八

条まで並びに通算年金通則法第四条から第十

条までの規定は、通算遺族年金について準用

する。

第九十三条第一項に次のただし書を加える。

ただし、その者の死亡に係る通算遺族年金

の支給を受ける権利を有する者があるとき

は、この限りでない。

では、三百分の一」に改め、同項第二号中「三百分の一」を「三百分の二（その超える期間の年数と前号に掲げる期間の年数とを合算した年数が五年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三百分の一」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 前項の場合において、遺族年金を受ける者

きは、その該当する間は、同項中「六十万三千円」とあり、及び「六十二万四千三百円」とあるのは、「五十六万四千二百円」として、同項の規定を適用する。

新法第八十八条第一号の規定による遺族年金を受ける者に扶養遺族があるときは、第一項各号に掲げる額(前項の規定の適用を受け

項の規定により算定した金額(その死亡した者が退職一時金の額の算定につき施行法第十九条の規定の適用を受けた場合又は施行法第四十一条第一項において準用する施行法第十二条第一項各号に掲げる者である場合には、その算定した金額から施行法第四十一条の二第一項各号に掲げる金額又は施行法第四十一

3 新法第八十八条の五の規定は、前二項の場合について準用する。

第八章第二節中第四十八条の四の次に次の二条を加える。

(再就職者に係る衛視等の公務によらない遺族年金に関する経過措置)

八十歳以上である場合における者の老齢に対する同項の規定の適用については、同項各号中「五年」とあるのは、「十年」とする。
第三十二条の三第一項中「二十五万四千四百円」を「四十三万二千円」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(特例による遺族年金に係る計算)

第三十二条の四 新法第八十八条の五の規定は、第三十一条の一、第三十二条又は前条の場合について準用する。

第三十三条を次のように改める。

「公務傷病による死亡者に係る遺族年金の額

る場合には、同項の規定を適用した場合の額に、扶養遺族一人につき四千八百円(そのうち二人までについては、一人につき二万四千円)を加えた額を当該各号に掲げる額として、第一項の規定を適用する。

第四十一条第三項中「及び第四十一条の三」を「、第四十一条の三及び第四十一条の四」に改める。

第七章中第四十一条の三の次に次の一条を加える。

余第一項において準用する施行法第十二条第一項各号において控除すべきこととされてゐる金額を控除した金額の百分の五十」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「施行法第四十一条の四において読み替えられた第一項」と、同条第四項中「前二項」とあるのは「施行法第四十一条の四において読み替えられた前二項」と、「第一項」とあるのは「同条において読み替えられた第一項」とする。

第四十五条第二項中「三百分の一」を「三百分の二（その超える期間の年数が五年を超える場合におけるその超える部分の年数については、

第四十八条の五 第四十二条の四の規定は、前条に規定する者について準用する。この場合において、第四十一条の四中「施行法第四十二条第一項において準用する施行法第八条又は第九条」とあるのは「施行法第四十八条の四において準用する施行法第四十四条第一項又は第二項」と、「施行法第四十二条第一項において準用する施行法第三十二条の二から第三十二条の四まで」とあるのは「施行法第四十八条の四において準用する施行法第四十二条第一項」と、「施行法第四十二条第一項において準用する施行法第十一项」とあるのは「施

第三十三条 新法第八十八条第一号の規定による遺族年金の額（第三十一条の規定の適用がある場合には、同条の規定を適用して算定した額）が当該年金を受ける者について次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる額より少ないときは、当分の間、これらの額を当該遺族年金の額とする。

(再就職者に係る遺族年金の額に関する経過措置)
第四十一条の四 第四十一条第一項各号に掲げる者に対する新法第九十二条の二の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「その死亡した者の遺族」とあるのは「その死亡した者(施行法第四十一条第一項において準用する者)」とする。

「一」とあるのは、「三百分の二（その超える期間の年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三百分の一）」を「五年」とあるのは、「十年」に改める。

一 当該遺族年金を受ける遺族につきその者の
の収入により生計を維持する遺族で遺族年金
の支給を受けるべき要件に該当するもの
(以下「扶養遺族」という。)がない場合又は
扶養遺族が一人である場合 六十万二百円
二 扶養遺族が二人以上である場合 六十二
万四千二百円

する施行法第八条又は第九条の規定による退職年金を受ける権利を有していた者若しくはその死亡した者の死亡を退職とみなしたなればこれらの規定による退職年金を受ける権利を有することとなる者を除く。)の遺族」と、「同号及び第八十八条の二から第八十八条の五まで」とあるのは「同号及び施行法第四十二条第一項において準用する施行法第三十一条の二から第三十二条の四まで」と、「その死亡した者の組合員期間の年数一年につき俸給年額の百分の一」とあるのは「施行法第四十四条第一項において準用する施行法第十一条第

第三項の次に次の一項を加える。
新法第八十八条の五の規定は、前二項の場合について準用する。

「施行法第四十一条の四」とあるのは「施行法第四十八条の五」と読み替えるものとする。

(その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短年金年限に達している年金に限る。)については、その年金を受ける者が七十歳に達したとき(旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く。)、又は八十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、第二項の規定により読み替えて適用する第一項の規定に準じてその額を改定する。

6 年金の額を改定する場合について準用する。
次の表の上欄に掲げる年金については、第一項又は第四項の規定により改定された額が、同表の中欄に掲げるその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間の区分に対応する同表の下欄に掲げる額に満たないときは、その額を当該区分に対応する同表の下欄に掲げる額に改定する。この場合には、第一条第四項後段の規定を準用する。

し、その者が当該年金に係る組合員又は組合員であつた者の死亡について、恩給法（大正十二年法律第四十八号）の規定による扶助料次条第一項に規定する殉職年金若しくは障害遺族年金若しくはこれらに類する年金又は旧法の規定による遺族年金に相当する年金に類する年金の支給を受ける場合であつて政令で定める場合に該当するときは、その該当する間は、この限りでない。

る仮定俸給)に対応する別表第一の十二の仮定俸給を俸給とみなし、第二条第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合にはにおいて、同項中「別表第三」とあるのは、「別表第三の十二」と読み替えるものとする。

第三条の九第二項の規定は、前条第二項の規定の適用を受ける年金(旧法の規定による退職年金に相当する年金)を受けることができた組合員期間を有していた組合員であつた者で、その組合員期間のうち実在職した期間が

年 金	実在職した期間	金 額
旧法の規定による退職年金又は療疾年金に相当する年金で六十五歳未満の者が受けるもの	九年未満	五十五万円
旧法の規定による退職年金に相当する年金で六十五歳未満の者が受けるもの	九年以上最短年金年限未満	四十一万二千五百円
旧法の規定による退職年金に相当する年金で六十五歳未満の者が受けるもの	最短年金年限以上	四十一万二千五百円
旧法規定による遺族年金に相当する年金で六十五歳以上の者又は十六十五歳未満の妻、子若しくは孫が受けるもの	九年未満	二十七万五千円
旧法の規定による遺族年金に相当する年金で六十五歳以上の者又は十六十五歳未満の妻、子若しくは孫が受けるもの	最短年金年限以上	二十七万五千円
旧法の規定による遺族年金に相当する年金で六十五歳以上の者又は十六十五歳未満の妻、子若しくは孫が受けるもの	九年以上最短年金年限未満	二十万六千三百円
旧法の規定による遺族年金に相当する年金で六十五歳未満の者(妻、子及び孫を除く。)が受けるもの	最短年金年限未満	十三万七千五百円
旧法の規定による遺族年金に相当する年金で六十五歳未満の者(妻、子及び孫を除く。)が受けるもの	二十二万六千三百円	二十二万六千三百円

7

旧法の規定による遺族年金に相当する年金で六十五歳未満の者妻子及び孫を除く)が受けるもの

受けるもの

第一項、第三項又は前項の規定の
ける年金については、その年金を受
六十五歳に達したとき(旧法の規定
族年金に相当する年金を受ける妻
が六十五歳に達したときを除く)は
した日の属する月の翌月分以後、同
に準じてその額を改定する。

8 第一項又は第三項から前項までの規定の適用を受ける年金については、その年金を受け取る者が旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻であり、かつ、次の各号に該当する場合には、これらの規定により算定した年金の額に、当該各号に掲げる額を加えた額を、それぞれその改定する額とする。ただし

第二条の九 前条第二項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十一年七月分以後、その額を、その算定の基礎となつてゐる別途第一の十一の仮定俸給（同条第五項の規定により改定された年金又は同条第九項において準用する第一条第六項の規定により從前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、前条第二項の規定により年金額を改定したものとした場合においてその改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給、同条第八項の規定により改定された年金については、この規定に依り改定された年金額の算定の基礎となつていての改定された年金額の算定の基礎となつていて

一 障害年金 別表第四の十一に定める障害の等級に対応する年金額（障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては、十二万円を加えた額）

二 殉職年金 五十六万四千二百円

三 障害遺族年金 四十二万三千二百円

前三項の場合において、これらの規定による年金を受ける権利を有する者が殉職年金又は障害遺族年金を受ける権利を有する者であるときは、これらの規定により算定した年金の額に、二万四千元（その者に扶養遺族がある場合にあつては三万六千円、扶養遺族が二人以上ある場合にあつては六万円）を加えた額を、その改定する額とする。ただし、その改定する額が次の各号に掲げる年金の三分に応じそれぞれ当該各号に掲げる額に満たないときは、その額を当該年金の額とする。

五五、五三〇
五九、二五〇
六〇、六八〇
六二、三一〇
六四、六一〇
六六、六〇〇
六八、四五〇
七〇、七〇〇
七二、九六〇
七五、四四〇
七七、九四〇
八一、〇六〇
八三、〇四〇
八五、六二〇
八八、一一〇
九三、〇八〇
九四、四一〇
九八、二三〇
一〇三、三二〇
一〇八、九三〇
一一、八〇〇
一四、五三〇
一八、四三〇
二〇、七三〇
二七、四二〇
三〇、七二〇
三四、一八〇
四〇、八五〇
一四七、五八〇
一四九、三三〇
一五四、八八〇
一六二、七七〇
一七〇、五八〇
一七五、四〇〇
一八〇、一〇〇
一八九、六五〇
一九八、九九〇
二〇〇、八二〇

別表第三の十一の次に次の一表を加える。

別表第三の十二(第二条の九関係)

別表第三の十二(第二条の九関係)	
別表第一の十二の下欄に掲げる仮定率	別表第三の十一の次に次の一表を加える。
一一五、七一〇円以上のもの	一九八、八二〇 一九七、五一〇 二〇六、一八〇 二一四、七八〇 二一〇、一九〇 二四八、四一〇 二五四、〇八〇 二五九、五七〇 二七〇、七七〇 二七〇、七七〇 二七五、八七〇 二八一、九六〇 二九三、一一〇 三〇五、三二〇 三一、五九〇 三一七、五三〇 三三三、七五〇 三二九、七八〇 三四一、九三〇 三五四、一一〇 三六〇、一三〇 三六六、三〇〇 三七九、八二〇 三九三、三六〇 四〇〇、〇三〇 四〇六、八八〇
一一七、三六〇円未満のもの	一一七、三六〇 一二六、五七〇 一三五、七一〇 一四一、四五〇 一四七、四二〇 一七七、四四〇 一八三、一五〇 一九四、八三〇 二〇〇、一三〇 二〇六、二九〇 二八三、一五〇 二九四、八四〇 二九四、六五〇 三三五、九三〇 三四一、八六〇 三一七、四四〇 三二九、六五〇 三五四、一一〇 三六六、二七〇 三七八、四四〇 三八四、四七〇 三九〇、六三〇 四〇四、一五〇 四一七、六九〇 四二四、三六〇 四三一、二一〇
一一〇、八二〇円を超えてのもの	一一〇、八二〇円を超えてのもの
一一〇、八五〇円を超えてのもの	一一〇、八五〇円を超えてのもの
一三四、一八〇円を超えてのもの	一三四、一八〇円を超えてのもの
一一〇、七三〇円を超えてのもの	一一〇、七三〇円を超えてのもの

一の公的年金制度から遺族年金（政令で定め

いう。)」を「旧法」に改める。

附則第三条の二中「二年」を「四年」に改める。
附則第四条第二項中「大正十二年法律第四十

〔附則第4項〕〔次頁〕
八号)」を削る。

附則第六条の四第一項中「四十二万一千二百歳以上の者である場合における同項の規定の適用については、同項第一号及び第二号中「五年」とあるのは、「十年」と読み替えるものとする。

付当第十一回の二つめと並んである。

附則第一七条の二のひにひの一条を加える
（再就職者に係る遺族年金の年額の特例）

第十七条の三 更新組合員であつた者で再びもとの組合の組合員となつてゐる者

十九条の四の規定の適用については、同条第

附則第九条から第十二条までの規定による退

職年金若しくはこれに基づく減額退職年金を受ける権利を有しない二者又はその者の死亡

受けた格和を有していた者はその者の死亡を退職とみなしたならばこれらの規定による

退職年金を受ける権利を有することとなる者を除く。)の遺族一、二、「第五一」へ及第二頁第三

号及び第三項並びに第五十九条から前条ま
る障の遣旗」と「第五十九条第二項第二

で」とあるのは「第五十九条、第五十九条の三並びに附則第十二条の二によるて適用するは

立てば附則第十七条の一において準用する附

退職時の

十八歲未滿

十八歳以上二十三歳未満
二十三歳以上三十八歳未満

二十三歲以上二十八歲未滿
二十八歲以上三十三歲未滿

三十三歲以上三十八歲未滿
三十八歲以上四十三歲未滿

三十八歲以上四十三歲未滿
四十三歲以上四十八歲未滿

四十八歲以上五十三歲未滿
五十三歲以上五十八歲夫孺

五十三歲以上五十八歲未滿
五十八歲以上六十三歲未滿

六十三歲以上六十八歲未滿
六十八歲以上七十三歲未滿

一六十八歲以上七十三歲未滿

第一回 内閣委員会議録第三号 昭和五十一年五月十一日【参議院】

昭和五十一年五月二十九日印刷

昭和五十一年五月三十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局